

「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則」（令和2年3月17日制定）の附則第6条に定める経過措置により、定期事業者検査の開始報告は不要とされているが、定期事業者検査を開始するにあたり、同様の事項について、下記のとおり報告致します。

令和2年 10月 30日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
再処理廃止措置技術開発センター 技術部 品質保証課*
(定期事業者検査を実施する独立検査組織)

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査開始時)

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- (2) 住所：茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
- (3) 代表者の氏名：理事長 児玉 敏雄

2. 再処理施設を設置した事業所の名称及び所在地

- (1) 名称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
- (2) 所在地：茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33

3. 検査の対象及び方法並びに期日

- (1) 検査の対象及び方法：「核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画」の「表5-1 性能維持施設」について、同計画の添付書類六「表6-1-1 性能維持施設の維持管理」に記載した性能が維持されていることを確認する。
- (2) 検査の期日：令和2年12月23日～令和3年3月31日

4. 検査の実績又は予定の概要

(1) 検査の実績

検査の実績は、定期事業者検査が終了したときに報告する。なお、当該検査の開始までに使用済燃料の再処理に係る規則第七条の九（定期事業者検査の実施時期）第三項の規定を適用し、先行して実施した検査はない。

(2) 予定の概要

検査予定は、添付書類に示す。

1. 定期事業者検査の計画

(1) 定期事業者検査に係る工程

定期事業者検査は、次の期間で実施する。各検査予定日は、添付1「定期事業者検査検査予定一覧表」のとおり。

(2) 当該定期事業者検査期間中に実施する検査に直接影響する工事

① 令和3年2月～令和3年6月の予定で、ガラス固化技術開発施設（TVF）の溶融炉の結合装置の製作及び交換を実施する。

このため、ガラス固化技術開発施設の溶融炉に係る台車と結合装置のインターロック機能の検査は、当該定期事業者検査期間中に検査を実施できないことから、当該結合装置の交換後、本インターロック機能を必要とするガラス固化技術開発施設の運転再開前までに、使用前自主検査として実施する。

(3) 当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

添付2「再処理施設 施設管理実施計画」の「設備保全整理表」に基づき定期事業者検査を実施する。

当該計画に基づき第1回定期事業者検査では、添付1「定期事業者検査 検査予定一覧表」に示す検査項目について検査を実施する。

なお、定期事業者検査の検査対象のうち、次回の定期事業者検査における当該検査の受検まで要求される機能が必要ないとして、添付1「定期事業者検査 検査予定一覧表」において確認を受けた場合、又は使用前自主検査で確認を受けるものは、第1回定期事業者検査期間中の検査を除外することができる。ただし、その旨を添付1「定期事業者検査検査予定一覧表」において明記する。（機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査又は使用前自主検査を受検することを明記する。）

(4) 前回の定期事業者検査からの変更点

該当なし（令和元年度に受検した、施設定期検査と同様の検査項目について検査を実施）

2. 再処理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

添付3「再処理施設 保安活動指標（PI）の監視項目、評価基準等」のとおり。

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

(1) 施設管理実施計画の始期及び期間

施設管理実施計画の期間は、第1回定期事業者検査開始日から第2回定期事業者検査開始日の前日までの間とする。

(2) 再処理施設の工事の方法及び時期

「核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画」の「表6-3-1 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等」及び「表6-3-2 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項に係る改造等」のとおり。

(3) 再処理施設の点検及び検査等（以下、「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

添付2「再処理施設 施設管理実施計画」の「設備保全整理表」のとおり。定期事業者検査に関連する点検等は、添付1「定期事業者検査 検査予定一覧表」に示す予定日までに実施する。

(4) 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

工事に係る保安の確保のための措置は、「核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画」の「表 6-3-1 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等」及び「表 6-3-2 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項に係る改造等」に記載した工事上の安全対策を行う。

臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するものに限る。）の定期事業者検査に際しては、保安規定に基づき、工程内の核燃料物質の移動禁止措置を講じる。

4. 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第七条の十（定期事業者検査の実施）第二項に規定する判定方法に関すること（一定の期間を含む。）

定期事業者検査に規定する判定基準及び一定の期間は、添付 2「再処理施設 施設管理実施計画」の「設備保全整理表」（検査頻度）のとおり。

5. 前回の定期事業者検査において提出した上記 2 から 4 に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

該当なし（初回の定期事業者検査のため前回からの変更はない。）。

6. 前回の定期事業者検査において提出した上記 2 又は上記 3 に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

該当なし（初回の定期事業者検査のため前回からの変更はない。）。

7. 前回の定期事業者検査において提出した上記 4 に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類

該当なし（初回の定期事業者検査のため前回からの変更はない。）。

8. 添付資料等

添付 1 定期事業者検査 検査予定一覧表

添付 2 再処理施設 施設管理実施計画

添付 3 再処理施設 保安活動指標（PI）の監視項目、評価基準等

以上

定期事業者検査 検査予定一覧

技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	要領書名 【要領書番号】	予定時期	備考
第4条（核燃料物質の臨界防止）	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶液面 制御装置	プルトニウム溶液蒸発缶液 面制御装置の作動試験 【要領書番号6】	—	次回定期事業者検査まで、本機 能を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載 する装置の当該検査を除外す る。なお、機能を必要とする操 作等を行う前に定期事業者検査 を受検する。
		溶解液受槽密度制御操作装置	溶解工程インターロックの 作動試験 【要領書番号18】	令和3年2月上旬	
		警報装置 (第1ストリップ調整槽電導 度上限操作上限警報装置、抽 出器溶媒流量上限警報装置)	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	—	次回定期事業者検査まで、本機 能を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載 する装置の当該検査を除外す る。なお、機能を必要とする操 作等を行う前に定期事業者検査 を受検する。
		操作装置 (第2ストリップ調整槽電導 度下限操作装置、第3スト リップ調整槽電導度下限操作 装置、第1スクラブ調整槽密 度下限操作装置、第3スクラ ブ調整槽電導度下限操作装 置)	操作装置の作動試験 【要領書番号20】	—	次回定期事業者検査まで、本機 能を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載 する装置の当該検査を除外す る。なお、機能を必要とする操 作等を行う前に定期事業者検査 を受検する。
	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝工程インターロック (UNH受槽密度指示上限操 作装置、ウラン濃縮度記録上 限操作装置、溶解液受槽密度 指示上限操作装置)	脱硝工程インターロックの 作動試験（その1）、 脱硝工程インターロックの 作動試験（その2）、 脱硝工程インターロックの 作動試験（その3） 【要領書番号27-1,2,3】	—	次回定期事業者検査まで、本機 能を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載 する装置の当該検査を除外す る。なお、機能を必要とする操 作等を行う前に定期事業者検査 を受検する。
	分離精製工場 (MP)	プルトニウム製品貯槽液位上 昇警報装置	プルトニウム製品貯槽の液 面警報試験 【要領書番号34】	令和3年1月下旬	
分離精製工場 (MP)、 プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	臨界警報装置	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	令和3年2月上旬		
第6条（地震による損傷の防止）	全般	建家（浸水防止設備を含む） 及び構築物	建家、構築物の健全性確認 検査 【要領書番号13】	令和3年2月下旬～ 3月下旬	以下の工事は、建家周辺で行う ため、建家・構築物の検査にお いて確認できない箇所など、影 響する可能性がある。 ・高放射性廃液貯蔵場（HAW） 及び配管トレンチ（T21）周辺の 地盤改良工事（令和2年7月～令 和4年3月） ・高放射性廃液貯蔵場（HAW）の 耐津波補強工事（令和2年11月 ～令和3年3月） ・第二付属排気筒及び排気ダク ト接続架台の補強の工事（令和2 年11月～令和4年 5月） ・ガラス固化技術開発施設 （TVF）の浄水配管の一部更新 （令和2年12月～令和3年3月）
第7条（津波による損傷の防止）	全般	建家（浸水防止設備を含む） 及び構築物	建家、構築物の健全性確認 検査 【要領書番号13】	令和3年2月下旬～ 3月下旬	第6条の備考に同じ
第10条（閉じ込めの機能）	ガラス固化技術開 発施設（TVF）	溶融炉台車（G51M118A） と結合装置（G21M11）の インターロック	台車と結合装置のインター ロックの作動試験 【要領書番号3】	—	令和3年2月～令和3年6月の予 定で、ガラス固化技術開発施設 （TVF）の溶融炉の結合装置の 製作及び交換を実施する。 このため、ガラス固化技術開発 施設の溶融炉に係る台車と結合 装置のインターロック機能の検 査は、当該定期事業者検査期間 中に検査を実施できないことか ら、当該結合装置の交換後、本 インターロック機能を必要とす るガラス固化技術開発施設の運 転再開前までに、使用前自主検 査として実施する。
	全般	建家及びセル換気設備送・排 風機	建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験（そ の1）、 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験（そ の2）、 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験（そ の3） 【要領書番号4-1,2,3】	令和2年2月上旬～ 令和3年3月中旬	
		建家（浸水防止設備を含む） 及び構築物	建家、構築物の健全性確認 検査 【要領書番号13】	令和3年2月下旬～ 3月下旬	第6条の備考に同じ

定期事業者検査 検査予定一覧

技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	要領書名 【要領書番号】	予定時期	備考
第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (廃ガス貯槽内圧力上昇警報装置)	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	令和3年2月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。
		警報装置 (高放射性廃液蒸発缶圧力上昇警報装置、γ線上限警報装置)		—	
		酸回収蒸発缶内圧力上昇緊急操作装置		酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号30】	
	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	警報装置 (高放射性廃液貯槽温度上昇警報装置)	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	令和3年2月下旬	
	分離精製工場 (MP)、高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	高放射性廃液貯槽内圧力上昇警報装置、温度上昇警報装置	高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験 【要領書番号33】	令和3年1月下旬	
	全般	建家及びセル換気系の負圧警報装置	建家及びセル換気系の負圧警報試験 【要領書番号35】	令和3年2月下旬	
	分離精製工場 (MP)	廃ガス貯槽 (安全弁含む)	廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験 【要領書番号47】	令和3年2月下旬	
	全般	セル等漏洩検知装置	セル等漏洩検知装置の警報試験 【要領書番号37】	令和3年1月下旬～2月中旬、 令和3年3月上旬～3月下旬	
	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検知装置)	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その1) 【要領書番号24-1】	令和3年3月上旬	
		蒸気凝縮水系の緊急操作系 (フルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置)	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その2) 【要領書番号24-2】	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。
	中央運転管理室	蒸気設備 (中央運転管理室)	蒸気設備の作動検査 【要領書番号10】	令和3年1月中旬	
	分離精製工場 (MP)	燃料受入系扉 (シャッター扉とトラップ扉のインターロック)	受入れ系扉群インターロックの作動試験 【要領書番号1】	令和3年2月上旬	
	第11条 (火災等による損傷の防止)	資材庫ポンプ室	浄水設備用ポンプ	浄水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号8】	令和2年12月23日
全般		セル等温度警報装置	セル等温度警報装置の警報試験 【要領書番号36】	令和3年1月中旬、 令和3年2月上旬～2月中旬、3月中旬	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)		廃溶媒処理工程緊急操作系 (槽温度記録上限緊急操作装置)	廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験 【要領書番号40】	令和3年2月下旬	
分離精製工場 (MP)		加熱蒸気供給系安全弁 (266C3.271C10)	加熱蒸気供給系安全弁の作動試験 【要領書番号49】	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。
		警報装置 (第1ストリップ調整槽温度上限操作上限警報装置、フルトニウム溶液蒸発缶密度上限警報装置、ウラン溶液蒸発缶 (第1段) 圧力上限操作上限警報装置、高放射性廃液蒸発缶流量上昇警報装置、液位下限警報装置、圧力上限操作上限警報装置、温度上限操作上限警報装置)	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。
		警報装置 (温水器 (282H50) 温度上限操作上限警報装置)		令和3年2月下旬	
ユーティリティ施設 (UC)		警報装置 (圧縮空気設備圧力下限警報装置)		令和3年2月下旬	

定期事業者検査 検査予定一覧

技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	要領書名 【要領書番号】	予定時期	備考	
第11条 (火災等による損傷の防止)	廃棄物処理場 (AAF)	操作装置 (低放射性廃液第1蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	操作装置の作動試験 【要領書番号20】	令和3年2月中旬		
	第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	操作装置 (低放射性廃液第2蒸発缶圧力上限緊急操作装置)		令和3年2月中旬		
	第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	操作装置 (低放射性廃液第3蒸発缶圧力上限緊急操作装置)		令和3年2月中旬		
	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	操作装置 (窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報上限操作装置、廃液蒸発缶温度上限緊急操作装置、圧力上限緊急操作装置)		令和3年2月中旬		
	焼却施設 (IF)	操作装置 (焼却灰受槽温度上限操作装置)		令和3年3月中旬		
	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気温度警報試験 【要領書番号23】	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。	
		ウラン溶液蒸発缶 (第1段) 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	ウラン溶液蒸発缶 (第1段) 加熱蒸気温度警報試験 【要領書番号26】	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。	
		酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	酸回収蒸発缶加熱蒸気温度警報試験 【要領書番号29】	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。	
		高放射性廃液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気温度警報試験 【要領書番号32】	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。	
	全般	建家及びセル換気設備送・排風機	建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その1)、 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その2)、 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その3) 【要領書番号4-1,2,3】	令和2年2月上旬～ 令和3年3月中旬		
	ユーティリティ施設 (UC)、 ガラス固化技術開発施設 (TVF)、 プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	空気圧縮機 (計装用)	圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号5】	令和3年3月下旬、 令和3年3月中旬、 令和3年1月下旬		
	ユーティリティ施設 (UC)	ユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能	空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号50】	令和3年3月下旬		
	第18条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	燃料カスククレーン、燃料取出しブルークレーン、燃料貯蔵ブルークレーン、燃料移動ブルークレーン	クレーンの作動確認 【要領書番号45】	令和3年2月下旬	
			セル内クレーンインターロック	セル内クレーンインターロックの作動試験【要領書番号46】	令和3年2月下旬	
第19条 (使用済燃料の貯蔵施設等)	分離精製工場 (MP)	濃縮ウラン貯蔵ブルの熱交換器、予備貯蔵ブルの熱交換器	貯蔵ブル熱交換器の流量の確認 【要領書番号2】	令和3年2月上旬		

定期事業者検査 検査予定一覧

技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	要領書名 【要領書番号】	予定時期	備考
	高放射性廃液貯蔵場（HAW）、ユーティリティ施設（UC）、焼却施設（IF）、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設（2HASWS）、第二アスファルト固化体貯蔵施設（AS2）、ガラス固化技術開発施設（TVF）、フルトニウム転換技術開発施設（PCDF）、クリプトン回収技術開発施設（Kr）	空気圧縮機（計装用）	圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号5】	令和3年3月下旬（HAW、UC、IF、2HASWA、AS2、TVF）、令和3年1月下旬（PCDF）、令和3年2月下旬（Kr）	
第20条（計測制御系統施設）	分析所（CB）、高放射性固体廃棄物貯蔵庫（HASWS）、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設（2HASWS）、放出廃液油分除去施設（C）、第二低放射性廃液蒸発処理施設（E）、第三低放射性廃液蒸発処理施設（Z）、スラッジ貯蔵場（LW）、第二スラッジ貯蔵場（LW2）、廃溶媒貯蔵場（WS）、低放射性濃縮廃液貯蔵施設（LWSF）、焼却施設（IF）、アスファルト固化処理施設（ASP）、アスファルト固化体貯蔵施設（AS1）、第二アスファルト固化体貯蔵施設（AS2）、廃溶媒処理技術開発施設（ST）、ガラス固化技術開発施設（TVF）、フルトニウム転換技術開発施設（PCDF）、クリプトン回収技術開発施設（Kr）、主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器（温度計、圧力計、流量計、水素濃度計）	計器校正の確認 【要領書番号44】	令和3年2月中旬～令和3年3月下旬	
	分離精製工場（MP）	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器（温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、 γ 線計）	計器校正の確認 【要領書番号44】	令和3年2月中旬～令和3年3月中旬	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。 ウラン溶液蒸発缶（第1段）温度計（263TIRP+12.1） 酸回収蒸発缶温度計（273TIA+30.3） 高放射性廃液蒸発缶圧力計（271PRW+20.2）及び γ 線計（271 γ RA+22） 高放射性廃液貯槽温度計（272TRA+12.1-1～1-4、272TRA+14.1-1～1-4、272TRA+16.1-1～1-4、272TRA+18.1-1～1-4）
	ウラン脱硝施設（DN）	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器（温度計、圧力計、密度計、ウラン濃縮度モニタ）	計器校正の確認 【要領書番号44】	令和3年2月中旬～令和3年3月中旬	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。 UNH受槽密度計（263DIO+30、263DIO+31） ウラン濃縮度モニタ（263URO+30） 溶解液受槽密度計（264DIO+76.1）

定期事業者検査 検査予定一覧

技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	要領書名 【要領書番号】	予定時期	備考
第20条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計)	計器校正の確認 【要領書番号44】	令和3年2月中旬～ 令和3年3月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。 高放射性廃液貯蔵槽温度計
	廃棄物処理場 (AAF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (圧力計、流量計)		令和3年2月中旬～ 令和3年3月中旬	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。 海中放出設備流量計 (317FS22)
	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)、ユーティリティ施設 (UC)	高放射性廃液貯蔵場及びユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能	空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号50】	令和3年3月下旬	
	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	廃止措置計画の性能維持施設に記載された警報装置 (各条項に係るものを除く) 圧空貯槽 (272V603) 圧力下限警報装置	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	令和3年2月下旬	
第21条 (放射線管理施設)	全般	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、ベータ線タストモニタ、フルトニウムタストモニタ、排気モニタ)	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	令和3年2月上旬	
	安全管理棟	排水モニタリング設備 (アルファ放射線測定器、ベータ放射線測定器、ガンマ放射線測定器)	排水モニタリング設備の作動確認 【要領書番号15】	令和3年2月上旬	
	周辺監視区域	モニタリングステーション (ガンマ線線量率計)、モニタリングポスト (ガンマ線線量率計)	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	令和3年2月上旬	
第22条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	溶解槽の圧力上限緊急操作装置	濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験 【要領書番号17】	令和3年2月上旬	
		分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系 (抽出器流量低下緊急操作装置)	分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号21】	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。
		フルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	フルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号22】	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。
		ウラン溶液蒸発缶 (第1段) 緊急操作系 (液面上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	ウラン溶液蒸発缶 (第1段) 緊急操作系の作動試験 (その1)、ウラン溶液蒸発缶 (第1段) 緊急操作系の作動試験 (その2) 【要領書番号25-1,2】	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。
	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度下限緊急操作装置)	脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その1)、脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その2) 【要領書番号28-1,2】	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。
	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置)	高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号31】	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を受検する。
	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	固化セル換気系 (圧力上限緊急操作装置)	固化セル換気系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号41】	令和3年2月下旬	

定期事業者検査 検査予定一覧

技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	要領書名 【要領書番号】	予定時期	備考
第22条 (安全保護回路)	プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流 量下限緊急操作装置)	焙焼還元炉緊急操作系の作 動試験 (その1)、 焙焼還元炉緊急操作系の作 動試験 (その2) 【要領書番号42-1,2】	令和3年2月上旬	
		窒素・水素混合ガス供給系緊 急操作系 (水素濃度上限緊急操作装 置)	窒素・水素混合ガス供給系 緊急操作系の作動試験 【要領書番号43】	令和3年2月上旬	
第23条 (制御室等)	分離精製工場 (MP)	中央制御室の空気循環用機材	緊急時対応設備の確認 【要領書番号16】	令和3年3月中旬	
	ガラス固化技術開 発施設 (TVF)	TVF制御室の空気循環用機材		令和3年3月上旬	
第24条 (廃棄施設)	放射性廃棄物の 廃棄施設	主排気筒、第一付属排気筒、 第二付属排気筒	建家、構築物の健全性確認 検査 【要領書番号13】	令和3年2月下旬～ 3月下旬	第6条の備考に同じ
	廃棄物処理場 (AAF)、 放出廃液油分除去 施設 (C) (海中放出設備)	海中放出設備	海中放出設備の海中放出管 漏洩試験 【要領書番号48】	令和3年2月中旬	
第25条 (保管廃棄施設)	ガラス固化技術開 発施設 (TVF)	保管ビット (ガラス固化技術開発施設)	ガラス固化技術開発施設の 保管ビットの風量確認検査 【要領書番号11】	令和3年1月下旬	
第29条 (保安電源設備)	ユーティリティ施 設 (UC)、 中間開閉所、 第二中間開閉所、 ガラス固化技術開 発施設 (TVF)	非常用発電機	非常用発電機の作動試験 【要領書番号38】	令和3年3月下旬	
	分析所 (CB)、 第三低放射性廃液 蒸発処理施設 (Z)、 ウラン脱硝施設 (DN) 廃溶媒処理技術開 発施設 (ST)、 焼却施設 (IF)、 高放射性廃液貯蔵 場 (HAW)、 第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)、 ガラス固化技術開 発施設 (TVF)、 第二アスファルト 固化体貯蔵施設 (AS2)、 プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)、 低放射性濃縮廃液 貯蔵施設 (LWSF)、 クリプトン回収技 術開発施設 (Kr)	無停電電源装置	無停電電源装置の作動試験 【要領書番号39】	令和3年3月上旬 (Kr以外の施設)、 令和3年2月下旬 (Kr)	
その他 (事故対応資機材以外)	分離精製工場 (MP)、 高放射性廃液貯蔵 場 (HAW)	冷水設備用ポンプ	冷水設備用ポンプ 【要領書番号7】	令和2年12月23日	
	高放射性廃液貯蔵 場 (HAW)、 ユーティリティ施 設 (UC)	冷却水設備プロセス用ポンプ	冷却水設備プロセス用ポン プの性能試験 【要領書番号9】	令和2年12月23日	
	ガラス固化技術開 発施設 (TVF)	ガラス固化技術開発施設の冷 却塔	ガラス固化技術開発施設の 冷却塔の作動試験 【要領書番号12】	令和3年3月下旬	
	分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載された操作装置 (各条 項に係るものを除く) (クローブボックス (267X65) 液位上限操作上 限警報装置)	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	令和3年2月下旬	
	ユーティリティ施 設 (UC)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載された操作装置 (各条 項に係るものを除く) (冷却水設備圧力下限警報装 置)		令和3年2月下旬	
	供給ポンプ予備機への自動切 替確認	供給ポンプ予備機への自動 切替確認 【要領書番号51】	令和2年12月23日		

定期事業者検査 検査予定一覧

技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	要領書名 【要領書番号】	予定時期	備考
その他 (事故対応資機材)	全般	<p>電源設備 移動式発電機、接続端子盤 (電源ケーブル含む)、緊急 電源接続盤、 可搬型発電機(電源ケーブル 等含む)</p> <p>アクセスルートの確保 ホイールローダ、油圧ショベル</p> <p>燃料運搬 タンクローリー</p> <p>崩壊熱除去機能及び放出抑制 設備 水槽付き消防ポンプ自動車、 化学消防自動車、消防ホース 等の付属品</p> <p>通信連絡を行うために必要な 設備 MCA携帯型無線機、衛星電 話、簡易無線機、トランシー バ</p> <p>中央制御室の空気循環用機材 (空気循環装置、可搬型入気 装置、エアロック用グリーン ハウス)、 TVF制御室の空気循環用機材 (空気循環装置、給気ユニッ ト)</p> <p>電源設備 可搬型発電機(電源ケーブル 等含む)</p> <p>崩壊熱除去機能 予備循環ポンプ、エンジン付 ポンプ、一次冷却水循環ポン プ、二次冷却水循環ポンプ</p> <p>水素掃気機能 排風機、ブロウ、可搬型ブロ ウ、可搬式圧縮機(圧縮空気 用ホース等含む)</p> <p>計装設備 可搬型発電機(電源ケーブル 等含む)</p> <p>計装設備 可搬式圧縮機(圧縮空気用 ホース等含む)</p> <p>事故対応要員の放射線防護機 能 鉛エプロン、タングステン製 防護服、タングステンエプロ ン</p> <p>放射性物質の漏えい対処設備 ボイラ、燃料タンク等、蒸気 用ホース等の付属品 (可搬型蒸気供給設備からの 供給用)</p>	緊急時対応設備の確認 【要領書番号16】	令和3年1月下旬 (ホイールローダ、油 圧ショベル)、 令和3年3月上旬～ 3月下旬 (ホイールローダ、油 圧ショベル以外)	

再処理施設 施設管理実施計画

令和 2 年 1 1 月

核燃料サイクル工学研究所
再処理廃止措置技術開発センター

承認	同意	確認			作成
センター長 (/ /)	核取主任者 (/ /)	ガラス固化部長 (/ /)	環境保全部長 (/ /)	施設管理部長 (/ /)	ガラス固化管理課長、施設管理課長 (/ /) (/ /) 環境管理課長 (/ /)

改訂履歴管理表

版番号	発効年月日	改訂理由
0-00	令和 2年 1 1月 <input type="text"/> 日	新規作成

差し替え対照表

抜くページ	差すページ

1. 目的

本計画は、「再処理施設保安規定」、「再処理施設品質マネジメント計画書」(QS-P06)並びに「業務実施計画作成規則」(再Q再015)に基づき、再処理廃止措置技術開発センター(以下「センター」という)の「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として以下の事項を定めることを目的とする。

*本計画中の「保安規定」は、令和2年5月22日に申請した保安規定の内容であり、認可内容を踏まえて必要に応じ見直しを行う。

2. 施設管理実施計画の始期及び期間

施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査の開始日とし、終期は、次の定期事業者検査の開始予定日の前日とする。

3. 設計及び工事

- (1) センター内各部長は、それぞれ所管する設備・機器の工事について、保安規定第198条の5(工事に係る設計及び工事の計画の管理)に基づき管理するとともに、廃止措置計画を変更して実施する必要があると判断した場合は、工事に着手する前に、保安規定第198条の2に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。
- (2) センター内各部長は、前項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、保安規定「第I-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書等」に定める「設計・開発管理規則」、「調達先の評価・選定管理要領」、「購買管理規則」、「検査・試験管理規則」等に基づき、必要な手続きを行う。

4. 施設の保全のために実施する巡視

- (1) センター内各課長は、それぞれ所管する設備・機器について、保安規定第183条の2(再処理施設の施設管理実施計画)第2項に基づき定めた「設備保全整理表」(別添1)に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。
- (2) センター内各課長は、前項の巡視の実施に当たっては、「再処理施設品質マネジメント計画書」及び「業務実施計画作成規則」に基づき、必要な手続きを行う。

5. 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

- (1) センター長は、それぞれ所管する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、保安規定第183条の2(再処理施設の施設管理実施計画)第2項の定めにより、点検、検査等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」(別添2)を、以下の事項を踏まえて策定する。
 - ① 「設備保全整理表」は、基本的に設備・機器単位とし、設備・機器の重要性(別図参照)を踏まえて分類「高」、「中」及び「低」に分類し、「高」に分類したものについては、定期事業者検査の立会検査又は一部立会の対象とし、「中」に分類したものについては、定期事業者検査の記録検査の対象とし、「低」に分類したものは、設備・機器の所管課の点検等の

対象とする。

「設備保全整理表」の策定は、設備・機器の所管課が案を作成し、所管部長の確認後、核燃料取扱主任者の同意を受け、センター長の承認を受ける。なお、保全方式の変更など、設備・機器の所管課は、必要に応じ改訂する。

② 定期事業者検査の検査対象のうち、次回の定期事業者検査における当該検査の受検まで要求される機能が不要ないとして、「定期事業者検査計画書」においてセンター長の承認を受けた場合、又は使用前自主検査で承認を受けるものは、第1回定期事業者検査期間中の検査を除外することができる。

③ 「検査要否整理表」は、「再処理施設の技術基準に関する規則」の条項単位で整理する。なお、廃止措置計画に記載した性能維持施設の機能は維持する必要があることから、「検査要否整理表」の要否に係らず、定期事業者検査を受検する。

「検査要否整理表」は、新たな設備の追加があった場合など、設備・機器の所管課は、必要に応じ改定する。

(2) 前項の「設備保全整理表」に記載する点検、検査等の方法については、それらの手順を示した要領書及び要領書番号等の表記に代えることができる。

(3) センター内各課長は、前項の点検、検査等の実施に当たっては、「再処理施設品質マネジメント計画書」に基づき、必要な手続きを行うとともに、保安規定第195条（定期事業者検査）及び第196条（使用前自主検査）に基づき、「定期事業者検査実施計画書」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前自主検査実施計画書」及び「使用前自主検査要領書」の策定に必要な情報を品質保証課長に提供し、品質保証課長は「検査・試験管理規則」（再Q再011）に基づき、必要な手続きを行う。

(4) 定期事業者検査及び使用前自主検査の実施に当たっては、保安規定第51条の2（事業者検査の独立性の確保）の定めにより、検査の独立性を確保する。

6. 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置

(1) センター内各課長は、それぞれ所管する設備・機器について、3項の工事及び5項の点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第197（保守）の定めにより、必要な措置を講じる。

(2) センター内各課長は、前項の措置に当たっては、「再処理施設品質マネジメント計画書」（QS-P06）及び「業務実施計画作成規則」（再Q再015）に基づき、必要な手続きを行う。

7. 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価

(1) センター内各課長は、それぞれ所管する設備・機器に係る3項の設計及び工事、4項の巡視の結果並びに5項の点検、検査等の結果について、核燃料サイクル工学研究所の「保安活動指標（PI）設定評価要領書」（TQAM-013）に基づき、確認及び評価を行う。

(2) センター内各課長は、それぞれ所管する所管する設備・機器に係る5項の点検、検査等の結果について「保全有効性評価要領」（再Q再xxx）に基づき、確認及び評価を行う。

(3) センター内各課長は、(1)及び(2)の確認及び評価に当たっては、「再処理施設品質マネジメント計画書」（QS-P06）に基づき、必要な手続きを行う。

8. 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善

- (1) センター内各課長は、それぞれ所管する設備・機器について、前項の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、核燃料サイクル工学研究所の「保安活動指標（PI）設定評価要領書」（TQAM-013）に基づき、必要な改善を行う。

なお、保安活動指標（PI）設定において、四半期ごと、半期ごとに確認を行うこととした監視項目については、必要に応じ、令和2年4月1日に遡り評価を行う。

- (2) センター内各課長は、前項の改善の実施に当たっては、「再処理施設品質マネジメント計画書」（QS-P06）及び「不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則」（再Q再013）（ただし、後者については、未然防止処置として実施する予防処置に関する事項に限る。）に基づき、必要な手続きを行う。

9. 施設管理に関する記録

センター内各課長は、それぞれ所管する設備・機器に係る2項から8項までの業務に関する記録について、「品質記録の管理規則」（再Q再006）に基づき、管理する。

以上

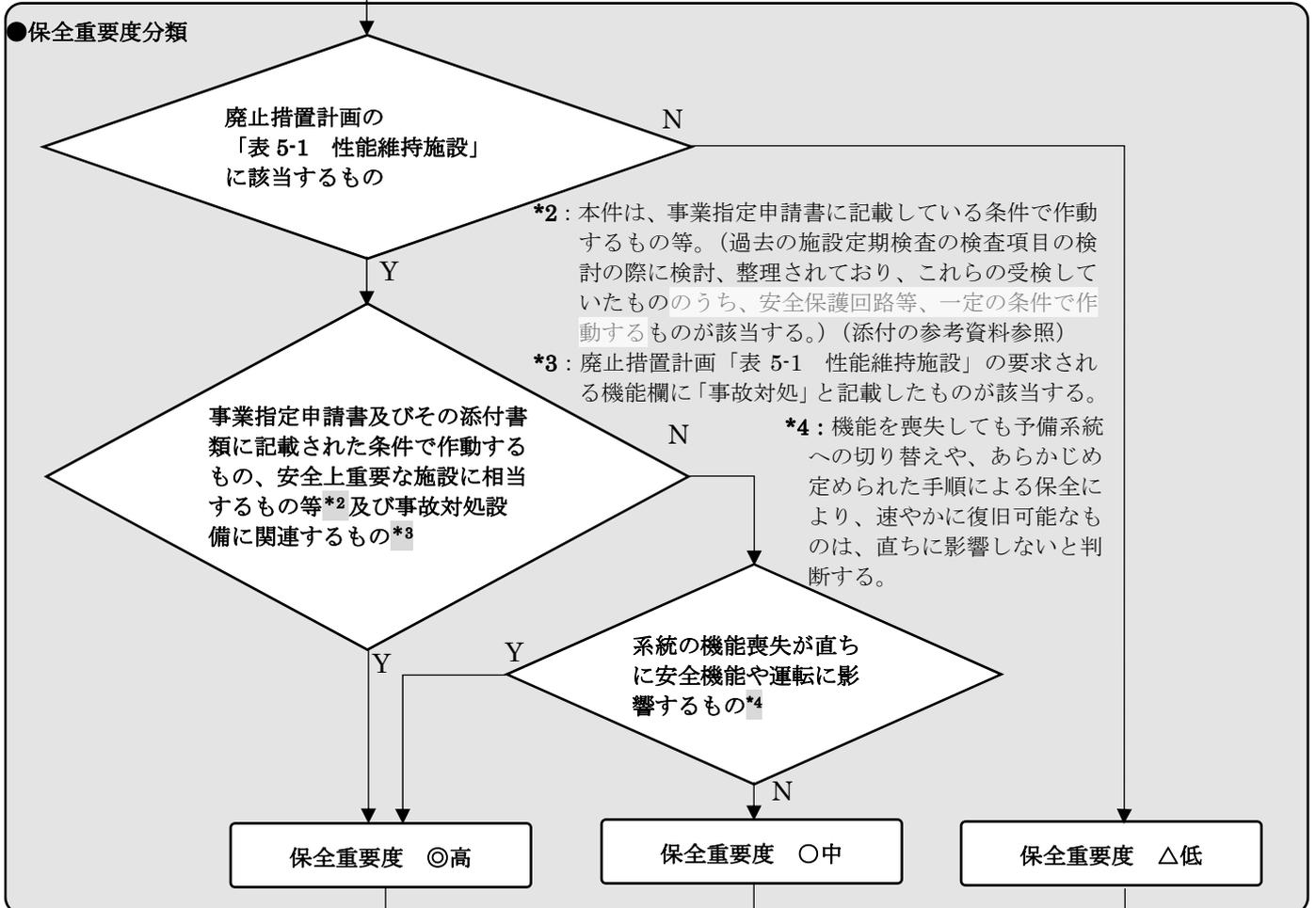
●保全対象設備

設工認申請書又は完成図書に記載されている機器・構築物*1

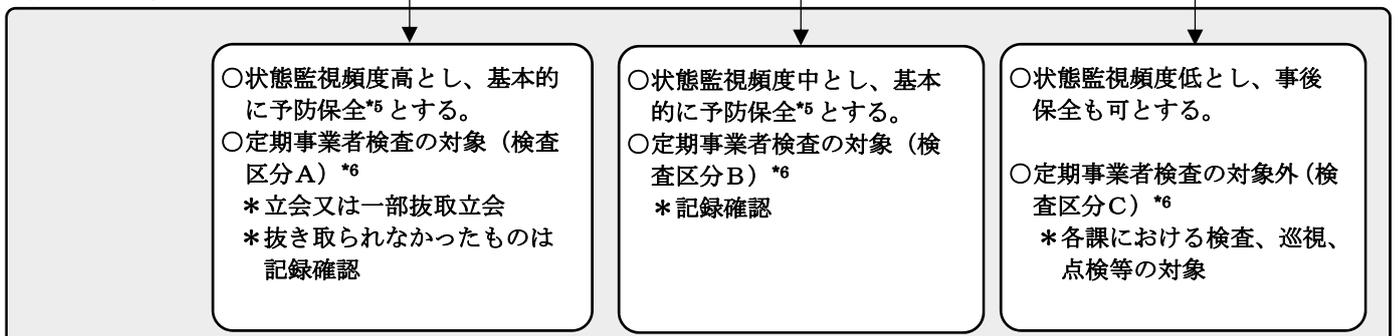
*1：以下に記載された対象設備等を踏まえて記載する。

- ・廃止措置計画の「表 6-1-1 性能維持施設の維持管理」
- ・「高経年化技術評価に係る計画」に基づき抽出した、「評価対象機器・構築物一覧」

●保全重要度分類



●保全方式の設定



*5：各設備は、基本的に予防保全とするが、故障、劣化等を事前に検知できないものや、故障等を生じても運転の停止等により、安全性が確保できる設備や保全の範囲で部品交換等により復旧できるものもあるため、系統や設備を踏まえて事後保全とする場合等もあり、個々の設備を踏まえて保全方式を設定する。

*6：検査区分A：全数立会又は全数記録＋一部立会、B：全数記録、C：プロセス確認(点検、巡視による確認)を示す。保全重要度高及び中の設備は、検査区分A又はBの検査は必須となるが、加えて巡視等の検査を実施するものもある。

別図 保全重要度分類の基本的な考え方

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
高放射 性廃液 貯蔵場 (HAW)	建家・構築物	○高放射性廃液貯蔵場	—	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B：健全性確認 C：日常の巡視・点検	右欄参照 1回/日	●●課長	●●要領 (●●)	B：建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを、記録により確認する。 【担当課長】●●課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 ●●要領(●●)
	冷却水設備 プロセス用 ポンプ系統	◎冷却水設備 プロセス用ポンプ	272P8160, 272P8161, 272P8162, 272P8163	・その他 (冷却機能)	系統除染が完了するまで	1回/5年 (2023年)	2022年予定	B：性能検査 C：稼働中の作動状態 C：作動検査(振動測定等)	右欄参照 1回/日 1回/年	●●課長	●●要領 (●●)	B：ポンプ1基を運転したとき、締切圧力がポンプの容量(約200m³/h)に対応した圧力(0.50MPaGauge)以上であることを記録により確認する。 【担当課長】●●課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 ●●要領(●●)
		○冷却塔	272H81	同上	同上	1回/10年 (2030年)	2028年予定	C：稼働中の作動状態 C：稼働中の外観検査 C：作動検査(振動測定等)	1回/日 1回/日 1回/年			
		○冷却水配管	—	同上	同上	—	未定	C：日常の巡視・点検 C：肉厚測定	1回/日 1回/年			
	高放射 性廃液 貯槽	◎温度上昇警報装置	272TRA*31.1, 272TRA*32.1, 272TRA*33.1, 272TRA*34.1, 272TRA*35.1, 272TRA*36.1	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A：性能検査 C：警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	●●課長	●●要領 (●●)	A：対象計器に模擬信号を与え、換算値68.4℃以下で警報装置が作動することを確認する。 【担当課長】●●課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 ●●要領(●●)
		○温度計	同上	・計測制御系統施設(測定機能)	同上	—	—	B：計器校正	右欄参照	●●課長	●●要領 (●●)	B：計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】●●課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 ●●要領(●●)

- *1：「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
- *2：「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *3：「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *4：「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A：全数立会又は全数記録+一部立会、B：全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
- *5：定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

定期事業者検査要否整理表（再処理施設）

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備	
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価			
1	定義	第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。					
		2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。					
		一 放射線 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。					
		二 管理区域 再処理規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。					
		三 周辺監視区域 再処理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。					
		四 放射性廃棄物 再処理規則第一条第二項第六号に規定する放射性廃棄物をいう。					
		五 運転時の異常な過渡変化 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。					
		六 設計基準事故 事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。					
		七 安全機能 事業指定基準規則第一条第二項第三号に規定する安全機能をいう。					
		八 安全機能を有する施設 事業指定基準規則第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設をいう。					
		九 安全上重要な施設 事業指定基準規則第一条第二項第五号に規定する安全上重要な施設をいう。					
		十 重大事故等対処施設 事業指定基準規則第一条第二項第六号に規定する重大事故等対処施設をいう。					
		十一 重大事故等対処設備 事業指定基準規則第一条第二項第七号に規定する重大事故等対処設備をいう。					
		十二 多重性 事業指定基準規則第一条第二項第八号に規定する多重性をいう。					
十三 独立性 事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する独立性をいう。							
十四 多様性 事業指定基準規則第一条第二項第十号に規定する多様性をいう。							
2	特殊な設計による再処理施設	第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで再処理施設を設置することができる。	－	－（該当設備なし）	－	－	
		2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	－	－（該当設備なし）	－	－	
3	廃止措置中の再処理施設の維持	第三条 法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（再処理規則第十九条の四の第二十号の性能維持施設をいう。）については、 次章及び第三章の規定にかかわらず 、当該認可に係る 廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持 しなければならない。	－	廃止措置計画の認可を受けた施設であり、左記に記載のとおり、以下の評価結果にかかわらず、廃止措置計画に記載した 性能維持施設 について、 定期事業者検査によりその機能維持を確認 する。 このため、以下の評価結果は検査項目等の参考情報とする。 なお、廃止措置が進み、廃止措置計画の 性能維持施設から削除するまでの間は、検査要 とする。	廃止措置計画「表6-1-1 性能維持施設」に記載した性能維持施設の機能維持を確認	－	

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
4	核燃料物質 の臨界防止	<p>第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(次項において「単一ユニット」という。)において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止) . 1. 一 ●【未臨界検査、保安記録確認検査(臨界管理)】 ・臨界管理を核燃料物質の濃度、質量又は組成で行っている場合は、それら管理の記録確認等</p>	<p>●プルトニウム溶液蒸発缶内の溶液の異常上昇を防止するため自動計装機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●溶解槽溶液受槽からの給液の密度(密度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●所定の値で警報装置が作動することを確認する。</p> <p>●所定の値で操作装置が作動することを確認する。</p> <p>●脱硝工程へ送液する溶液の濃度等が制限値以下でなければ送液できないようにする機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●プルトニウム製品貯槽の液面の上限を検知し、警報する機能が維持されていることを確認する。</p>	<p>プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験 【要領書番号6】</p> <p>溶解工程インターロックの作動試験 【要領書番号18】</p> <p>警報装置の警報試験 【要領書番号19】</p> <p>操作装置の作動試験 【要領書番号20】</p> <p>脱硝工程インターロックの作動試験 【要領書番号27-1, 2, 3】</p> <p>プルトニウム製品貯槽の液面警報試験 【要領書番号34】</p>	<p>プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置</p> <p>溶解槽溶液受槽密度制御操作装置</p> <p>第1ストリップ調整槽電導度上限操作上限警報装置、第3ストリップ調整槽電導度下限操作装置、抽出器溶媒流量上限警報装置</p> <p>第2ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第1スクラブ調整槽密度下限操作装置、第3スクラブ調整槽電導度下限操作装置</p> <p>脱硝工程インターロック(UNH受槽密度指示上限操作装置、ウラン濃縮記録上限操作装置、溶解液受槽密度指示上限操作装置)</p> <p>プルトニウム製品貯槽液位上昇警報装置</p>
		<p>2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止) . 1. 二 ●【未臨界検査】</p>	<p>－(配置等の確認は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)</p>	<p>－</p>	<p>－</p>
		<p>3 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止) . 1. 三 ●【警報検査(臨界警報装置)】</p>	<p>●臨界警報装置が正常に作動することを確認する。</p>	<p>定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】</p>	<p>臨界警報装置</p>
5	安全機能を有する施設の地盤	<p>第五条 安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：第5条(試験研究用等原子炉施設の地盤) ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映</p> <p>使用安重：第5条(使用施設等の地盤) ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映</p>	<p>－(地盤の確認は、施設建設時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)</p>	<p>－</p>	<p>－</p>

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
6	地震による 損傷の防止	第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する 地震力 (事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).1 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).1 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
		2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による 地震力 (事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).2 ○同時確認 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).2 ○同時確認 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時	●(地震力に対する確認は、施設建設時に検査し、その後は上記の検査により維持を確認する。)	同上	同上
		3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).3 △知見考慮 ・斜面崩落に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 ・斜面構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).3 △知見考慮 ・斜面崩落に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 ・斜面構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映	△知見考慮(斜面等の対策等の措置を施した場合はその措置の維持を確認する。現状は該当設備なし。)	—	—
7	津波による 損傷の防止	第七条 安全機能を有する施設は、 基準津波 (事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第三十四条において同じ。)によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第7条(津波による損傷の防止) ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・津波に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第7条(津波による損傷の防止) ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・津波に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。 今後、津波対策に係る保安設備の設置や保安措置を施した場合はその維持についても確認。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
8	外部からの 衝撃による 損傷の防止	第八条 安全機能を有する施設は、想定される 自然現象 (地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na):第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).1 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・地震及び津波以外の自然現象に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).1 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・地震及び津波以外の自然現象に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	－(外部からの衝撃による損傷の防止対策等の措置を施した場合は、その措置の維持を確認する。現状は該当設備なし。)	—	—
		2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の 外部からの衝撃 が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの (故意によるものを除く。)により再処理施設の安全性が損なわれないうよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na):第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).2 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).2 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	同上	—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		3 安全機能を有する施設は、 航空機の墜落 により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).4 ▲【外観検査等(保安設備)、【保安記録確認検査(防護措置)】 ・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
9	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 再処理施設を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、再処理施設への 人の不法な侵入 、再処理施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある 物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二条第二項第五号において同じ。)を 防止するため、適切な措置 が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：第9条(試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止) ●【外観検査等(防護施設)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施 使用安重：第10条(使用施設等への人の不法な侵入等の防止) ●【外観検査等(防護施設)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施する。又は、保安規定・保安規則に基づく出入管理の記録確認等	●核物質防護規定において施設の防護措置を定め、必要な施設の維持を確認する。	—	—
10	閉じ込めの機能	第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を 限定された区域に閉じ込める機能を保持 するように設置されたものでなければならない。		●溶融ガラスの誤流下を防止するため、ガラス固化体容器を搭載した台車が溶融炉下の所定の位置にない場合には、流下ノズルの加熱ができないようにするインターロック機能が維持されていることを確認する。 ●各室やセルの負圧バランスがくずれて放射性物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけるなどインターロック機能や故障時の自動起動機能が維持されていることを確認する。 ●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを確認する。 ●所定の値で警報装置が作動することを確認する。 ●酸回収蒸発缶における異常な圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●高放射性廃液貯槽の温度上昇及び圧力上昇を検知し警報する機能が維持されていることを確認する。	台車と結合装置のインターロックの作動試験 【要領書番号3】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】 建家、構築物の健全性確認検査【要領書番号13】 警報装置の警報試験【要領書番号19】 酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験【要領書番号30】 高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験【要領書番号33】 建家及びセル換気系の負圧警報試験【要領書番号35】	台車(G51M18A)と結合装置(G21M11)のインターロック 送・排風機のインターロック機能 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物 廃ガス貯槽槽内圧力上昇警報装置、高放射性廃液蒸発缶圧力上昇警報装置、γ線上限警報装置 酸回収蒸発缶内圧力上限緊急操作装置 高放射性廃液貯槽の警報装置 (槽内圧力上昇警報装置、温度上昇警報装置) 建家及びセル換気系の負圧警報装置

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
				● 建家及びセル換気系の負圧異常を検知し警報する機能が維持されていることを確認する。 ● 廃ガス貯槽の気密及び安全弁の作動を確認する。	廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験【要領書番号47】	廃ガス貯槽(安全弁含む)
		一 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に 逆流するおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.一 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(該当設備なし)	－	－
		二 セルは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.七 ●【保安記録確認検査(負圧)】	●セルは、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1,2,3】	送・排風機のインターロック機能
		三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視し得る構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●セル内に設置されている機器等からの漏えいを検知する設備の機能が維持されていることを確認する。	セル等漏洩検知装置の警報試験【要領書番号37】	セル等漏洩検知装置
		四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理し得るように設置すること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	● 蒸気凝縮水系への放射性物質の漏えいを検知する設備の機能が維持されていることを確認する。 ● 漏えい液の回収のためのスチームジェットに必要な蒸気設備の機能が維持されていることを確認する。	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験【要領書番号24-1,2】 蒸気設備の作動検査【要領書番号10】	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検知装置、プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置) 蒸気設備(中央運転管理室)
		五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の又は二以上を含む物質(以下この条において「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.三 ▲【気密/水密検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・設備の使用(汚染状況)により気密/水密試験を行うことが不安な場合には、負圧検査等に代える。	●グローブボックスは、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧を維持する機能が維持されていることを確認する。 密封できる構造等、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1,2,3】	送・排風機のインターロック機能
		六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(漏えいするおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		七 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.五 ●【保安記録確認検査(風速)】 ・風速に関する点検及び巡視の記録確認等	－(漏えいするおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は使用前の点検等において機能維持を確認する。)	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		八 プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第11条(閉じ込めの機能).1.六 ●【保安記録確認検査(負圧)】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・負圧に関する点検及び巡視の記録確認等	●使用済燃料等を取り扱う室と屋外等の3つの異なった換気区域が一室ごとにつながっているような場合には、この間の扉が同時に開いて負圧バランスをくずし、異常な換気流を生じないように扉の開閉についてインターロックする機能について検査する。 ●室内の負圧は、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧を維持する機能が維持されていることを確認する。	受入れ系扉群インターロックの作動試験【要領書番号1】	シャッター扉とトラップ扉のインターロック
		九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰(せき)が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第35条(廃棄物処理設備).2 ▲【保安記録確認検査(堰)】 ・漏えい拡大防止のための堰の状況については、点検又は巡視の記録確認等	－(漏えいが拡大するおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
11	火災等による損傷の防止	第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業指定基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第12条(火災等による損傷の防止).1.一 ●【保安記録確認検査(消火設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等により行う。 ・ハロン消火設備など設備機器の構造及び作動後の影響により作動検査を行うことが困難な場合には、その設備機器の動作確認が可能な部位までの確認に代える。	●消火に必要な浄水を供給するための浄水設備用ポンプの機能が維持されていることを確認する。 ●セル内温度の温度上昇を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●廃溶媒処理工程の槽を設置しているセル等の温度上昇を検知し作動する緊急操作系の機能が維持されていることを確認する。 ●加熱蒸気供給系安全弁が所定の吹き出し圧力以下であることを確認する。	浄水設備用ポンプの性能試験【要領書番号8】 セル等温度警報装置の警報試験【要領書番号36】 廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験【要領書番号40】 加熱蒸気供給系安全弁の作動試験【要領書番号49】	浄水設備用ポンプ セル等温度警報装置 廃溶媒処理工程緊急操作系(槽温度記録上限緊急操作装置) 加熱蒸気供給系安全弁(266C3, 271C10)
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第12条(火災等による損傷の防止).1.二 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	－(安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないことは、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－

技術基準		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備	
条	項目	再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価	
		3	安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用 するとともに、必要に応じて 防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1.三 ▲【保安記録確認検査(可燃物持ち込み制限等)】 ・不燃性又は難燃性については、設備ごとに使用前事業者検査で確認。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・必要な防火壁については、使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。	－(不燃性又は難燃性の材料、防火壁等の防護措置は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)
4	有機溶媒その他の可燃性の液体(以下この条において「有機溶媒等」という。)を取り扱う設備は、 有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持 すること、不活性ガス雰囲気有機溶媒等を取り扱うこと その他の火災及び爆発の発生を防止するための措置 が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●所定の値で警報装置が作動することを確認する。 ●所定の値で操作装置が作動することを確認する。 ●プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●ウラン溶液蒸発缶(第1段)加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】 操作装置の作動試験 【要領書番号20】 プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号23】 ウラン溶液蒸発缶(第1段)加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号26】 酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号29】	第1ストリップ調整槽温度上限操作上限警報装置、プルトニウム溶液蒸発缶密度上限警報装置、ウラン溶液蒸発缶(第1段)圧力上限操作上限警報装置、高放射性廃液蒸発缶流量上昇警報装置、液位下限警報装置、圧力上限操作上限警報装置、温度上限操作上限警報装置、温水器(282H50)温度上限操作上限警報装置、圧縮空気設備圧力下限警報装置 低放射性廃液第1蒸発缶圧力上限緊急操作装置、低放射性廃液第2蒸発缶圧力上限緊急操作装置、低放射性廃液第3蒸発缶圧力上限緊急操作装置、窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報上限操作装置、廃液蒸発缶温度上限緊急操作装置、圧力上限緊急操作装置、焼却灰受槽温度上限操作装置 プルトニウム溶液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 ウラン溶液蒸発缶(第1段)蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
				●高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度上昇を検知し、警報を発する機能を確認する。	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号32】	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気温度警報装置
		5 有機溶媒等を取り扱う設備であって、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(接地状況は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		6 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●セル等の換気は、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、換気機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】	送・排風機のインターロック機能
		7 硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒(爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリブチル等」という。)が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●本条第4項に同じ	本条第4項に同じ	本条第4項に同じ
		8 再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(除去し得る設備は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		9 水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1. 四 ▲【外観検査(接地)】	●本条第5項に同じ	－	－
		10 水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1. 五 ▲【外観検査(滞留防止構造)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	●第10条第1項第二号に同じ ●水素掃気用の空気圧縮機の機能が維持されていることを確認する。 ●空気圧縮機故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】 圧空設備圧縮機の性能検査【要領書番号5】 空気圧縮機予備機への自動切替確認【要領書番号50】	送・排風機のインターロック機能 空気圧縮機(計装用)(ユーティリティ施設、ガラス固化技術開発施設、プルトニウム転換技術開発施設) ユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能
		11 水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●前号に同じ	●前号に同じ	●前号に同じ
		12 ギルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄を失得る構造でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(火災及び爆発のおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
12	再処理施設内における溢(いつ)水による損傷の防止	第十二条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢(いつ)水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：第19条(溢水による損傷の防止) ▲【保安記録確認検査(堰・床)等】 ・溢水拡大防止のための堰・床の状況については、点検又は巡視の記録確認等 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第13条(溢水による損傷の防止) ▲【保安記録確認検査(堰・床)等】 ・溢水拡大防止のための堰・床の状況については、点検又は巡視の記録確認等 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(堰等の防護措置は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
13	再処理施設内における	第十三条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	－(化学薬品の漏えいなどの防護措置は、施設製作時に検査し、	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	使用安重: 第14条(化学薬品の漏えいによる損傷の防止) ▲保安記録確認検査(構造) ・腐食防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等 ・化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要	その後は巡視点検等において機能維持を確認する。		
14	安全避難通路等	第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる 安全避難通路	試験炉(Na): 第20条(安全避難通路等).1.一 ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等 使用安重: 第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等	一(安全避難通路は、法定消防設備点検において機能維持を確認する。)	—	—
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない 避難用の照明	試験炉(Na): 第20条(安全避難通路等).1.二 ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等 使用安重: 第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等	一(法定消防避難用の照明は、法定消防設備点検において機能維持を確認する。)	—	—
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその 専用の電源	試験炉(Na): 第20条(安全避難通路等).1.三 ●【保安記録確認検査(可搬型照明、懐中電灯等)】 ・常備品に係る点検の記録確認等 使用安重: 第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(可搬型照明、懐中電灯等)】 ・常備品に係る点検の記録確認等	一(設計基準事故が発生した場合に用いる照明は、事故対処用の懐中電灯等の点検により確認する。)	—	—
15	安全上重要な施設	第十五条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として 多重性を有するもの でなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備).1.二、の条項に多重性の記載がありその検査を例示する。) ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	○安全上重要な施設の多重性は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第29条(保安電源設備)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。安全上重要な施設に係る廃止措置計画の申請は令和2年度7月に予定しており、認可後に必要な検査を検討する。	—	—
16	安全機能を有する施設	第十六条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての 環境条件 において、その 安全機能を発揮することができるように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備).1.三)の条項に全ての環境条件での機能発揮の記載がありその検査を例示する。) ○同時確認 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重: 第16条(使用施設等の機能).1 ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映	○環境条件等は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)等)に係る検査により確認する。	—	—
		2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に 検査又は試験 ができるように設置されたものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第11条(機能の確認等)の条項に試験又は検査の記載がありその検査を例示する。) ○同時確認 ・関係条項の検査が行えることでもって代える。 使用安重: 第16条(使用施設等の機能).2 ○同時確認 ・関係号の検査が行えることでもって代える。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施	○検査又は試験ができるように設置することは、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な 保守及び修理 ができるように設置されたものでなければならない。	試験炉(Na): 同上 使用安重: 同上	○保守及び修理ができるように設置することは、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)	—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
				等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。		
		4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備).1.六、の条項に飛散物の記載がありその検査を例示する。) ▲【外観検査(保安設備)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要である。 使用安重：第16条(使用施設等の機能).3 ▲【外観検査(保安設備)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(現状、飛散物による防護措置として設置された設備はない。)	－	－
		5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と 共用 する場合には、再処理施設の 安全性が損なわれないように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備).1.一、の条項に共用の記載がありその検査を例示する。) ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 使用安重：第16条(使用施設等の機能).4 ○知見考慮 ・設備ごとに使用許可審査及び使用前事業者検査で確認 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	－(現状、二以上の原子力施設と共用する設備はない。)	－	－
17	材料及び構造	第十七条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な 機械的強度及び化学的成分を有すること 。	試験炉(Na)：第12条(材料及び構造等).1.一 ●【外観検査(構造、据付)等、保安記録確認検査(構造強度)】 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時 ・静的機器について、構造強度が確保されていること(劣化状況)の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第17条(材料及び構造) ●【外観検査(構造、据付)等、保安記録確認検査(構造強度)】 ・設備ごとに使用前事業者検査で確認 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時に行う。 ・静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること(劣化状況)の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等により行う。	○安全性を確保する上で重要な容器等は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。安全上重要な施設に係る廃止措置計画の申請は令和2年度7月に予定しており、認可後に必要な検査を検討する。	－	－
		二 容器等の 構造及び強度 は、次に掲げるところによるものであること。 イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	試験炉(Na)：同上 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	－	－
		三 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状 でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを 非破壊試験により確認したものであること 。 ハ 適切な強度を有するものであること 。 ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを あらかじめ確認したものであり溶接したものであること 。	試験炉(Na)：第12条(材料及び構造等).1.二、一 ・使用前事業者検査(溶接検査)で確認 使用安重：(使用前事業者検査(溶接検査)で確認)	同上	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、 著しい漏えいがないように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第12条(材料及び造等) .2 ●【耐圧漏えい検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・設備の使用(汚染状況)により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不安全な場合には、外観検査(漏えい痕跡)等に代える。 使用安重：第17条(材料及び構造) .2 ▲【耐圧漏えい検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・設備の使用(汚染状況)により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不安全な場合には、外観検査(漏えい痕跡)等に代える。	同上	－	－
18	搬送設備	第十八条 使用済燃料等を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備) .1 .一、の条項に核燃料物質取扱設備の能力等記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 ・臨界実験装置の燃料取扱いは手作業の場合もあり、その手順を保安規定に定めて実施する。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●燃料カスククレーン等の機能が維持されていることを確認する。 ●天井クレーンとトラップ扉のインターロック機能が維持されていることを確認する。	クレーンの作動確認 【要領書番号45】	燃料カスククレーン、燃料取出しプールクレーン、燃料貯蔵プールクレーン、燃料移動プールクレーン
		二 搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備) .1 .四の条項に核燃料体の取り扱い中の破損の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 ・臨界実験装置の燃料取扱いは手作業の場合もあり、その手順を保安規定に定めて実施 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	－	－
		三 使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備) .1 .七、の条項に核燃料体の落下防止の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	－	－
19	使用済燃料の貯蔵施設等	第十九条 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備) .1 .七、の条項に核燃料体の落下防止の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 使用安重：第180条(貯蔵施設) .1 .三 ▲【外観検査(プール水位)、作動検査(冷却装置)等】 ・崩壊熱等により廃棄物が加熱されるおそれがない場合は、定期事業者検査は不要	●使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の貯蔵プール熱交換器の冷却能力が維持されていることを確認する。	貯蔵プール熱交換器の流量の確認 【要領書番号2】	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器 予備貯蔵プールの熱交換器
		二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。 イ 水があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。 ロ 水が使用済燃料によって汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。 ハ 水の漏えいを適切に検知し得るものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(使用済燃料の貯蔵プール等は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		2 製品貯蔵施設は、製品の崩壊熱を安全に除去し得るように設置されていないでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(一号と同じ)	－(プルトニウム製品貯槽は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
20	計測制御系 統施設	第二十条 再処理施設には、次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、制御する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度 二 液体状の中性子吸収材を使用する場合にあっては、その濃度 三 使用済燃料溶解槽内の温度 四 蒸発缶内の温度及び圧力 五 廃液槽の冷却水の流量及び温度	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第30条(計測設備)の条項に計測する設備の記載があり計測対象が異なるが、参考までに例示する。) 【警報検査、スクラム検査等(計測・監視として確認)】 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●各施設へ計装用及び工用の圧縮空気を供給する圧縮空気設備の機機能が維持されていることを確認する。 ●計器の測定機能が維持されていることを校正により確認する。 ●空気圧縮機故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号5】 計器校正の確認 【要領書番号44】 空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号50】	空気圧縮機(計装用) (高放射性廃液貯蔵場、ユーティリティ施設、焼却施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設、プルトニウム転換技術開発施設、クリプトン回収技術開発施設) 廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器(温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、γ線計、ウラン濃縮度モニタ、水素濃度計)
		2 再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●所定の値で警報装置が作動することを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	廃止措置計画の性能維持施設に記載された警報装置(各条項に係るものを除く) 圧空貯槽(272V603) 圧力下限警報装置
21	放射線管理 施設	第二十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ)
		二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) . 1. 一 ●【警報検査(排気筒モニタ)】 使用安重：第20条(放射線管理設備) . 1. 一 ●【警報検査(排気筒モニタ)】	●排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (排気モニタ)
		三 放射性廃棄物の海洋放出口又はこれに近接する箇所における放出水中の放射性物質の種類別の量及び濃度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) . 1. 二 ●【保安記録確認検査(排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施 使用安重：第20条(放射線管理設備) . 1. 二 ●【保安記録確認検査(排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施	●放出水中の放射性物質の測定機能が維持されていることを確認する。	排水モニタリング設備の作動確認 【要領書番号15】	排水モニタリング設備(アルファ放射線測定器、ベータ放射線測定器、ガンマ放射線測定器)
		四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) . 1. 三 ●【警報検査(エリア放管モニタ)】 使用安重：第20条(放射線管理設備) . 1. 三 ●【警報検査(エリア放管モニタ)、保安記録確認検査(表面密度管理)】 ・放射性物質によって汚染された物の表面密度については、サーベイメータの校正・点検の記録確認等	●管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能が維持されていることを確認する。 ●空気中の放射性物質濃度の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、ベータ線ダストモニタ、プルトニウムダストモニタ)

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第16条(遮蔽等).1の条項に周辺の空間線量率の記載があり例示する。) ●【線量率検査】	●周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニター類の性能検査 【要領書番号14】	モニタリングステーション(ガンマ線線量率計)、モニタリングポスト(ガンマ線線量率計)
		第二十二条 再処理施設には、安全保護回路が設けられていなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1、に安全保護回路を設けることを規定しており、以下の各号にその検査を以下に例示する。) 使用安重: 左記と同様の条項がないため、第21条(安全回路)の検査を例示する。 ●【作動検査(閉じ込め、臨界、火災爆発)】 ・当該設備が必要ない場合は、定期事業者検査は不要である。	●安全保護回路は、以下の2項のとおり設けており検査する。	—	—
		2 安全保護回路は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1.一、に異常な過渡変化に係る安全保護回路の記載があり例示する。) ●【スクラム検査】	—(発生検知は、臨界警報装置のみであり、第4条(核燃料物質の臨界防止)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。)	—	—
22	安全保護回路	二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備(前号に規定するものを除く。)の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1.二、に設備の異常等に係る安全保護回路の記載があり例示する。) ●【スクラム検査】 ・安全上重要な施設に該当しない場合は、定期事業者検査は不要である。 ・設備ごとに設認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	●濃縮ウラン溶解槽の圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の流量低下に係る緊急操作系の機能が維持されていることを確認する。 ●プルトニウム溶液蒸発缶における異常反応を検知し、給液及び加熱の停止する機能が維持されていることを確認する。 ●ウラン溶液蒸発缶(第1段)の液面上昇による汚染を防止するため、給液及び加熱の停止する機能が維持されていることを確認する。 ●脱硝塔緊急操作系のウラン粉末の上昇防止の防止及び異常反応を検知する機能を確認する。 ●高放射性廃液蒸発缶の圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●固化セルの圧力上昇を検知し、圧力放出系が作動し、固化セル内の圧力を低下させる機能が維持されていることを確認する。	濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験 【要領書番号17】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号21】 プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号22】 ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系の作動試験 【要領書番号25-1,2】 脱硝塔緊急操作系の作動試験 【要領書番号28-1,2】 高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号31】 固化セル換気系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号41】	溶解槽の圧力上限緊急操作装置 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系(抽出器流量低下緊急操作装置) プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系(圧力上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置) ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系(液面上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置) 脱硝塔緊急操作系(圧力上限緊急操作装置、温度下限緊急操作装置) 高放射性廃液蒸発缶緊急操作系(圧力上限緊急操作装置) 固化セル換気系(圧力上限緊急操作装置)

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備	
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価			
					<p>●焙焼還元炉の温度上昇等を検知し、加熱を停止させる機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●窒素・水素混合ガス供給系の水素濃度の上昇を検知し、供給を停止させる機能が維持されていることを確認する。</p>	<p>焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 【要領書番号42-1,2】</p> <p>窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験 【要領書番号43】</p>	<p>焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流量下限緊急操作装置)</p> <p>窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系 (水素濃度上限緊急操作装置)</p>
		<p>三 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障(事業指定基準規則第十五条第二項に規定する単一故障をいう。第二十九条第五項において同じ。)が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。</p>	<p>試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) . 1. 三 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>	○三～六号は、施設製作時に検査し、その後は上記第2号に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—	
		<p>四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、再処理施設をより安全な状態に移行し、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路) . 1. 五、に運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合の記載があり例示する。) ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>				
		<p>五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) . 1. 六 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>				
		<p>六 計測制御系統を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統から機能的に分離されたものであること。</p>	<p>試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) . 1. 七 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>				
23	制御室等	<p>第二十三条 再処理施設には、制御室が設けられていなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) . 1 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要である。</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>	○制御室は、施設製作時に検査し、その後は検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—	
		<p>2 制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるように設置されたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) . 2 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・警報検査、インターロック検査等と同時に確認する。</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>	○制御室の機能は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—	
		<p>3 制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置が設けられていなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>	— (3項～5項は、今後、廃止措置計画に明確にされた段階で必要な検査を検討する。 ただし、5項の換気設備については、廃止措置計画で明確にされるまでの間、緊急安全対策として配備した空気循環用材の機能維持を確認する。)	—	—	
		<p>4 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(第四十七条第一項において「パラメータ」という。)を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>				

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		5 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める装置又は設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) . 4 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・線量率検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における 有毒ガスの発生を検出するための装置 及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において 自動的に警報 するための装置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。上記に含まれる。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し 換気設備を隔離するための設備 その他の従事者を 適切に防護するための設備	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。上記に含まれる。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		第二十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外 の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量が、それぞれ原子力規制委員会の定める 濃度限度及び線量限度以下になるように再処理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 一 ●【放射性物質濃度検査又は風量検査及びDOP検査】 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 一 ●【放射性物質濃度検査又は風量検査及びDOP検査】	一(主要核種の年間最大放出量を超えないことをもって、濃度限度を十分に下回っていることを保安規定に基づく四半期ごとの監視により管理しており、改めて検査は行わない。)	—	—
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置 すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 二 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 二 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要	—(該当設備なし)	—	—
24	廃棄施設	三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排気口以外の箇所 において気体状の放射性廃棄物を 排出することがないものであること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 四 ●【保安記録確認検査(排気ダクト等)】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 三 ●【保安記録確認検査(排気ダクト等)】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害な亀裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、 ろ過装置の機能が適切に維持し得るもの であり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 五 ○同時確認 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・第1号に係る検査前条件確認(フィルタ交換)と同時に 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 四 ▲【DOP検査、保安記録確認検査(フィルタ差圧)】 ・ろ過装置の機能については、放射性物質放出量の低減を期待しない場合は、定期事業者検査は不要 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、使用前事業者検査で確認。	○取替えが容易な構造は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等(検査前条件確認(フィルタ交換))により機能維持を確認する。	—	—
		五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 海洋放出口以外の箇所 において液体状の放射性廃棄物を 排出することがないものであること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 六 ●【保安記録確認検査(放射性廃液移送配管)】	●海中放出設備の機能が維持されていることを確認する。	海中放出設備の海中放出管漏洩試験 【要領書番号48】	海中放出設備

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
			<ul style="list-style-type: none"> 腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第22条(廃棄施設) .1.五 <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(放射性廃液移送配管)】 腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 			
25	保管廃棄施設	第二十五条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、 冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第36条(保管廃棄設備)には、冷却に係る記載はないが、検査を例示する。) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(保管廃棄物管理)】 廃棄物の保管容量の管理については、保安規定に定めて実施 ●【保安記録確認検査(構造)】 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 漏えい防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等。 ▲【保安記録確認検査(構造)】 腐食防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等。 崩壊熱や放射線照射等により廃棄物が過熱されるおそれ及び化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要 ●【保安記録確認検査(区画状況)】 汚染拡大防止のための区画状況については、点検又は巡視の記録確認等 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	<ul style="list-style-type: none"> ●ガラス固化技術開発施設のガラス固化体の保管ビットの除熱能力が維持されていることを確認する。 	ガラス固化技術開発施設の保管ビットの風量確認検査 【要領書番号11】	保管ビット (ガラス固化技術開発施設)
26	使用済燃料等による汚染の防止	第二十六条 再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による 汚染を除去しやすいもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第35条(廃棄物処理設備) .1.五、に汚染除去に係る記載があり検査を例示する。) <ul style="list-style-type: none"> ○同時確認 ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 使用安重：第23条(核燃料物質等による汚染の防止) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(壁・床)】 建家内の日常的な点検又は巡視の記録確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ○汚染を除去しやすいものなどは、施設製作時に検査し、その後は第6条(地震による損傷の防止)や日常の点検等により機能維持を確認する。 	—	—
		2 再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該 汚染を除去するための設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(汚染検査設備)】 汚染検査設備に係る点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第19条(汚染を検査するための設備) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(汚染検査設備)】 汚染検査設備に係る点検又は巡視の記録確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ○汚染検査設備は、施設製作時に検査し、その後は日常の点検等により機能維持を確認する。 	—	—
27	遮蔽	第二十七条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める 線量限度を十分下回るように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第16条(遮蔽等) .1 <ul style="list-style-type: none"> ●【線量率検査】 使用安重：第21条(遮蔽) .1.一 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 建家内の日常的な放射線サーベイレの記録確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ●遮蔽機能の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。 	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
		2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な 遮蔽能力を有する遮蔽設備 が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、 放射線の漏えいを防止するための措置 が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：第16条(遮蔽等) .2 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 建家内の日常的な放射線サーベイレの記録確認等 使用安重：第21条(遮蔽) .1.二 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 建家内の日常的な放射線サーベイレの記録確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ●遮蔽機能の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。 	同上	同上

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
28	換気設備	第二十八条 再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 換気能力 を有するものであること。	試験炉(Na):第17条(換気設備).1.一 ●【排気風量検査又は排気筒放射性物質濃度検査(排気風量測定)】 使用安重:(左記と同様の条項なし。)	○換気能力は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		二 使用済燃料等により汚染された空気が 逆流するおそれがない構造 であること。	試験炉(Na):第17条(換気設備).1.二 ○同時確認 ・設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時 使用安重:(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
		三 ろ過装置を設ける場合にあつては、 ろ過装置の機能が適切に維持 し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	試験炉(Na):第17条(換気設備).1.三、 ○同時確認 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・第1号に係る検査前条件確認(フィルタ交換)と同時 使用安重:(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
		四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	試験炉(Na):第17条(換気設備).1.四 ○同時確認 ・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時に行う。 使用安重:(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
29	保安電源設備	第二十九条 再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする 発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na):第40条(保安電源設備).1 ●【非常用電源検査】 使用安重:第25条(非常用電源設備).1.一 ●【非常用電源検査】	●非常用発電機の機能が維持されていることを確認する。	非常用発電機の作動試験 【要領書番号38】	非常用発電機 (ユーティリティ施設、中間閉閉所、第二中間閉閉所、ガラス固化技術開発施設)
		2 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、 無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na):第40条(保安電源設備).2 ●【非常用電源検査】 ・当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第25条(非常用電源設備).1.二 ●【非常用電源検査】 ・当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要 ・無停電電源装置を必要とする「特に必要な設備」とは、「放射線監視設備(モニタリングポスト)」と解される。(使用許可基準規則の解説より)	●無停電電源装置の機能が維持されていることを確認する。	無停電電源装置の作動試験 【要領書番号39】	無停電電源装置 (分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、廃溶媒処理技術開発施設、焼却施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、プルトニウム転換技術開発施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設、クリプトン回収技術開発施設)
		3 保安電源設備(事業指定基準規則第二十五条第三項に規定する保安電源設備をいう。)は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の 安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないよう 、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。 一 高エネルギーのアーク放電による 電気盤の損壊の拡大を防止 するために必要な措置	試験炉(Na):(左記と同様の条項なし。) 使用安重:(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項及び第2項の検査において確認する。	—	—
		二 前号に掲げるもののほか、 機器の損壊、故障その他の異常を検知し 、及びその拡大を防止するために必要な措置	試験炉(Na):(左記と同様の条項なし。) 使用安重:(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認	—	—
		4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも 二回線は、当該再	試験炉(Na):(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認	—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		処理施設において受電可能なものであり、かつ、これらにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。	使用安重：(左記と同様の条項なし。)	する。(研究所の特高変電所から2回線を受電)		
		5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認する。	—	—
30	緊急時対策所	第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が 制御室以外の場所 に設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	—(今後、廃止措置計画に明確にされた段階で必要な検査を検討する。)	—	—
		2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他適切に 有毒ガスから防護するための設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。) ¹	—(同上)	—	—
31	通信連絡設備	第三十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において 工場等内の人に対し必要な指示 ができるよう、 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第42条(通信連絡設備等) .1 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等 使用安重：左記と同様の条項なし。第26条(警報装置等)の条項に通信連絡設備の記載があり、それを例示する。 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等	—(同上)	—	—
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において 再処理施設外の通信連絡 をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、 多様性を確保した専用通信回線 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第42条(通信連絡設備等) .2 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等 ・「原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所」とは、「関係官庁等の異常時通報連絡先機関等」である。(試験炉許可基準規則の解説より) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	—(同上)	—	—
—	その他 (事故対応資機材以外)	上記の条項には該当しないが、廃止措置計画の性能維持施設であり、定期事業者検査により機能維持を確認しているもの。		●冷水ポンプの縮切圧力がポンプの容量に対応した所定の縮切圧力以上であることを確認する。 ●二次冷却水循環ポンプ及び冷却水供給ポンプの縮切圧力がポンプの容量に対応した所定の縮切圧力以上であることを確認する。 ●冷却塔出口の冷却水流量が設定値以上であることを確認する。 ●所定の値で警報装置が作動することを確認する。 ●冷却水供給ポンプ及び冷却塔供給ポンプの故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	冷水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号7】 冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験 【要領書番号9】 ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験 【要領書番号12】 警報装置の警報試験 【要領書番号19】 供給ポンプ予備機への自動切替確認 【要領書番号51】	冷水設備用ポンプ 冷却水設備プロセス用ポンプ ガラス固化技術開発施設の冷却塔 廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置(各条項に係るものを除く) (グローブボックス(267X65)液位上限操作上限警報装置、冷却水設備圧力下限警報装置) 冷却水供給ポンプ(583P141、P142、P143) 冷却塔供給ポンプ(583P181、P182)

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
						P183)
—	その他 (事故対応 資機材)			●事故対応に必要な設備の性能 を確認する。	緊急時対応設備の確認 【要領書番号16】	移動式発電機、接続端 子盤(電源ケーブル含 む)、緊急電源接続盤、 可搬型発電機(電源ケ ーブル等含む) ホイールローダ、油圧 ショベル タンクローリー 水槽付き消防ポンプ 自動車、化学消防自動 車、消防ホース等の付 属品 通信機材 中央制御室の空気循環 用機材 TVF制御室の空気循環 用機材 可搬型発電機(電源ケ ーブル等含む) 予備循環ポンプ、 エンジン付ポンプ、 一次冷却水循環ポン プ、 二次冷却水循環ポン プ 排風機、プロワ、 可搬型プロワ 可搬式圧縮機(圧縮空 気用ホース等含む) 可搬型発電機(電源ケ ーブル等含む) 可搬式圧縮機(圧縮空 気用ホース等含む) 高線量防護服類 可搬型蒸気供給設備、 蒸気用ホース等の付 属品

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番号 と同様)	検査項目	検査区分 A: 全数立会又は 全数記録+一部立会 B: 全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目	
1	1	受入れ系扉群インターロックの作動試験	A	添付6 4.2.7施設内のインターロック (2)異なった換気区域間の扉類のインターロック	3つの異なった換気区域が一室ごとにつながっているような場合には、この間の扉が同時に開いて負圧バランスをくずしたり、異常な換気流を生じないように扉の開閉についてインターロックする。	10	閉じ込めの機能
2	2	貯蔵プール熱交換器の流量の確認	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (2)主要な設備及び機器の種類 (iii)プール水処理設備	熱交換器 基数2基 (うち1基常用) 容量 約1,880,000kcal/h/基	19	使用済燃料の貯蔵施設等
3	3	台車と結合装置のインターロックの作動試験	A	添付8、9 8.1.3放射性溶液の漏洩 8.1.3.4ガラス固化技術開発施設における溶融ガラス誤流下(ii)	ガラス固化体容器を搭載した台車が溶融炉下の所定の位置にない場合には、流下ノズルの加熱ができないようにインターロックを設ける。	10	閉じ込めの機能
4	4-1	建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その1)	A		(イ) 建家内各区域の空気圧は高いほうからホワイト、グリーン、アンバー、レッドと低くし、かつ、換気の流れは汚染の低いほうから高いほうへ流れるようにし、グリーン、アンバー、レッド各区域を常時負圧に保つ。 (ロ) 換気系を建家換気系、セル換気系、槽類換気系に分け、かつ、空気圧は高いほうから建家換気系、セル換気系、槽類換気系と低くする。	10 11 28	閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 換気設備
5	4-2	建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その2)	A	本文、添付6 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.再処理施設の一般構造 (3)使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 (イ)換気に関する構造 (a)換気系に関する基本的な考え方	添付書類 (6.4.2.7施設内のインターロック)(1)換気系統のインターロック) 送風機及び排風機の起動時や運転中に機器が停止した場合、各室やセルの負圧バランスがくずれて放射性物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけインターロックする。	10 11 28	閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 換気設備
6	4-3	建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その3)	A		添付書類 (6.3.3.4換気設備(4)) 換気設備の排風機には予備機を設け、常用機が故障した場合には、自動的に予備機に切り替え、施設内の負圧を確保する。	10 11 28	閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 換気設備
7	5	圧空設備圧縮機の性能検査	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 7.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (1)動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 (iii)圧縮空気設備 (a)構造	圧縮空気設備は、ユーティリティ施設に再処理施設専用の空気圧縮機を設け、各施設へ計装用及び工用の圧縮空気を供給する。また、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び第二アスファルト固化体貯蔵施設に空気圧縮機を設ける。 (Kr、TVFなどにも記載あり)	11 20	火災等による損傷の防止 計測制御システム施設
8	6	プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験	A	添付6 6.4.2.6臨界 (6)臨界安全設計及び安全対策の方針の概要 4)分離及び精製	(ix)プルトニウム溶液蒸発缶内の溶液の異常上昇を防止するため自動計装を設ける。	4	核燃料物質の境界防止
9	7	冷水設備用ポンプの性能試験	B		記載なし	-	その他 (冷却機能)
10	8	浄水設備用ポンプの性能試験	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (2)給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (イ)給水施設 (b)主要給水関係設備	ポンプ 基数 3基 (うち2基常用) 容量 170m ³ /時/基	11	火災等による損傷の防止
11	9	冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (2)給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (イ)給水施設 (b)主要給水関係設備	冷却水供給ポンプ 基数 3基 (うち2基常用) 容量 約1,100m ³ /時	-	その他 (冷却機能)
12	10	蒸気設備の作動検査	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (2)給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (ii)蒸気供給施設 (a)構造	蒸気供給施設は、核燃料サイクル工学研究所内に再処理施設専用のボイラを設け、各工程で使用する蒸気及び建家の暖房用熱源としての蒸気を供給する。本施設にはボイラのほか、油タンクなどの付属設備を設ける。	10	閉じ込めの機能

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分		事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目	
			A: 全数立会又は 全数記録+一部立会	B: 全数記録				
13	11	ガラス固化技術開発施設の保管ピットの風量確認検査		B	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3) 主要な試験施設の構造及び設備 (iv) ガラス固化技術開発施設 (b) 主要な設備及び機器の種類	保管ピット 1式 除熱能力 505,000kcal/時	25	保管廃棄施設
14	12	ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験		B	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3) 主要な試験施設の構造及び設備 (iv) ガラス固化技術開発施設 (e) 冷却塔設備	冷却塔 基数 2基 約 870,000kcal/時/基	-	その他 (冷却機能)
15	13	建家、構築物の健全性確認検査		B	記載なし	記載なし	6 7 10 24 27	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 閉じ込めの機能 廃棄施設 遮蔽
16	14	定置式モニタ類の性能検査		B	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 リ. 放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理者用の主要な設備の種類	(1) 屋内管理用の主要な設備の種類 管理区域の線量率及び空気汚染を監視するために次の各種放射線モニタ類を設置する。 (i) 空気汚染モニタリング用機器 ベータ線ダストモニタ フルトニウムダストモニタ (ii) 放射線モニタリング用機器 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ 臨界警報装置 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (i) 排気モニタリング設備 クリプトンモニタ ヨウ素モニタ ダストモニタ	4 21	核燃料物質の臨界防止 放射線管理施設
17	15	排水モニタリング設備の作動確認		B	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 リ. 放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (ii) 排水モニタリング設備	(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (ii) 排水モニタリング設備 排水サンプリング設備 分析設備	21	放射線管理施設
18	16	緊急時対応設備の確認		A	記載なし	記載はないが、重要な設備であり検査区分Aとする。	-	その他 (事故対応資機材)
19	17	濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験		A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (2) 溶解施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (d) その他	濃縮ウラン溶解槽の圧力制限 使用済燃料溶解中の溶解槽内の圧力 0.2kg/cm ² G以下	22	安全保護回路
20	18	溶解工程インターロックの作動試験		A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (2) 溶解施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な核的制限値 (ホ) 調整槽	溶解槽溶液受槽からの給液の密度 1.4g/cm ³	4	核燃料物質の臨界防止
21	19	警報装置の警報試験		B	記載なし	記載なし	4 10 11 20 -	核燃料物質の臨界防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 計測制御系統施設 その他 (漏えい検知機能) その他 (冷却機能)
22	20	操作装置の作動試験		B	記載なし	記載なし	4 11	核燃料物質の臨界防止 火災等による損傷の防止

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分 A: 全数立会又は 全数記録+一部立会 B: 全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目	
23	21	分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (vi) 分離、精製及び溶媒回収	分離、精製及び溶媒回収関係の給液系及び試薬の供給系にはFP ⁻ (流量下限緊急操作) を設置する。 FP ⁻ は給液の低下を検知するもので、検知後、抽出器全体を停止する。	22	安全保護回路
24	22	プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (iii) プルトニウム溶液蒸発缶	プルトニウム溶液蒸発缶にはPP ⁺ 、TP ⁺ を設置する。 PP ⁺ は異常反応を検知するためのものであり、TP ⁺ はもしもTBPが混入した場合の有機物爆発を防止するためのものであり、それぞれ給液及び加熱の停止を自動的に行う。TP ⁺ の設定値は120℃とする。	22	安全保護回路
25	23	プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (4) 精製施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (b) 主要な熱的制限値	蒸発缶加熱蒸気の温度 135℃以下	11	火災等による損傷の防止
26	24-1	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その1)	A	本文	(1) 蒸気は、使用后、凝縮水とともに中間貯槽に送るが、この系の必要な箇所にモニタリング設備を設け、汚染を監視する。	10	閉じ込めの機能
27	24-2	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その2)	A	8.1.3 放射性溶液の漏洩 8.1.3.3 蒸気加熱系への汚染		10	閉じ込めの機能
28	25-1	ウラン溶液蒸発缶 (第1段) 緊急操作系の作動試験 (その1)	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (ii) ウラン溶液蒸発缶 (第1段)	ウラン溶液蒸発缶(第1段)にはLP ⁺ (液面上限緊急操作)、TP ⁺ (温度上限緊急操作)を設置する。 LP ⁺ は検知器を2台設置するもので、液面上昇による汚染の2重防止機構として給液及び加熱の停止操作を自動的に行う。TP ⁺ はもしもTBPが混入した場合の有機物爆発を防止するためのもので、加熱の停止操作を自動的に行う。TP ⁺ の設定値は115℃とする。 ※LP+3.195とLP+6.274の違いは液面の高さのみ	22	安全保護回路
29	25-2	ウラン溶液蒸発缶 (第1段) 緊急操作系の作動試験 (その2)	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (4) 精製施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (b) 主要な熱的制限値	蒸発缶加熱蒸気の温度 135℃以下	11	火災等による損傷の防止
31	27-1	脱硝工程インターロックの作動試験 (その1)	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (5) 脱硝施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な核的制限値 <ウラン脱硝施設> (1.6%濃縮ウラン) (ロ) UNH貯槽	濃度 450gU/l 添付書類 (6.4.2.6 境界、5) 脱硝、<ウラン脱硝施設> (iii) 硝酸ウラン溶液をUNH受槽からUNH貯槽へ送り込む配管の弁には安全錠を備え、又、UNH受槽には濃縮度モニタ及び密度計を備え、濃縮度及び濃度がそれぞれ1.6%、450gU/L以下でなければ送液できないようにする。	4	核燃料物質の境界防止
32	27-2	脱硝工程インターロックの作動試験 (その2)	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (v) 脱硝塔	ウラン脱硝施設建家内の脱硝塔にはPP ⁺ (圧力上限緊急操作)、TP ⁻ を設置する。 PP ⁺ は異常反応を検知するもので、圧力が異常に上昇した場合に、脱硝塔の運転を自動的に停止する。TP ⁻ は脱硝塔の流動層の作動を良好に保つためのもので、温度が100℃以下になった場合に給液を停止する。	4	核燃料物質の境界防止
33	27-3	脱硝工程インターロックの作動試験 (その3)	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (6) 酸及び溶媒の回収施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な熱的制限値	酸回収蒸発缶の加熱蒸気温度 135℃以下	11	火災等による損傷の防止
34	28-1	脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その1) (旧その3)	A	本文 6.4.2 安全設計及び安全対策 6.4.2.5 火災・爆発	(4) 溶解槽での反応、蒸発缶内におけるホルムアルデヒドと硝酸の反応については十分な工程管理で制御する。(ホルムアルデヒドは使用していないが準用)	10	閉じ込めの機能
35	28-2	脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その2) (旧その4)	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (v) 脱硝塔		22	安全保護回路
36	29	酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (6) 酸及び溶媒の回収施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な熱的制限値		11	火災等による損傷の防止
37	30	酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験	A	本文 6.4.2 安全設計及び安全対策 6.4.2.5 火災・爆発		10	閉じ込めの機能

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番号 と同様)	検査項目	検査区分 A: 全数立会又は 全数記録+一部立会 B: 全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目
38	31	高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (iv) 高放射性廃液蒸発缶	高放射性廃液蒸発缶には濃縮ウラン溶解槽と同様にPP ⁺ 、PP ⁻ を設置する。	22 安全保護回路
39	32	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験	A	記載なし	事業指定申請書本文に「主要な熱的制限値」を明記していないが、No23プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験と同様の警報装置を設けているため、検査分類はAとする。	11 火災等による損傷の防止
40	33	高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験	A	記載なし	記載はないが安全上重要な施設の警報であり、検査分類はAとする。	10 閉じ込めの機能
41	34	プルトニウム製品貯槽の液面警報試験	A	添付 6 6.4.2.6臨界 (6) 臨界安全設計及び安全対策の方針の概要 6) 製品貯蔵	(iii) プルトニウム製品貯槽には液面警報器を備える。	4 核燃料物質の臨界防止
42	35	建家及びセル換気系の負圧警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設の一般構造 (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 (i) 換気に関する構造 (a) 換気系に関する基本的な考え方	(イ) 建家内各区域の空気圧は高いほうからホワイト、グリーン、アンバー、レッドと低くし、かつ、換気の流れは汚染の低いほうから高いほうへ流れるようにし、グリーン、アンバー、レッド各区域を常時負圧に保つ。 (ロ) 換気系を建家換気系、セル換気系、槽類換気系に分け、かつ、空気圧は高いほうから建家換気系、セル換気系、槽類換気系と低くする。 添付書類 (6.4.2.7施設内のインターロック(1)換気系統のインターロック) 送風機及び排風機の起動時や運転中に機器が停止した場合、各室やセルの負圧バランスがくずれて放射性物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけインターロックする。 添付書類 (6.3.3.4換気設備(4)) 換気設備の排風機には予備機を設け、常用機が故障した場合には、自動的に予備機に切り替え、施設内の負圧を確保する。	10 閉じ込めの機能
43	36	セル等温度警報装置の警報試験	A	添付 8 8.1.1 火災・爆発 8.1.1.8 廃溶媒処理技術開発	万一の事故発生を想定して必要なセル類は、耐火・耐爆性とするともに、換気系などの必要箇所も耐火・耐爆性とする。特にコンクリートセルの給気系の必要な箇所には、フィルタ、ダンパ、特殊逆弁を設け、事故時の汚染の逆流を防止する。 また、化学薬品などは専用倉庫に貯蔵するとともに、セルなどは電気機器の使用をなるべく避け、使用する場合は配線のステンレス管被覆や低電圧、防爆構造をとるほか、機器類はすべて接地する。なお、リサイクル機器試験施設のセルなどに設置する機器類は、接地するとともに、電気機器は、必要に応じて防爆構造とし、着火源を排除する設計とする。屋内外の必要な箇所には、火災・爆発検知機及び警報装置、消火設備、非常退避ルートなどを設ける。	11 火災等による損傷の防止
44	37	セル等漏洩検知装置の警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設の一般構造 (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 (ii) 液体の閉じ込めに関する構造	放射性液体は、原則として容器、コンクリートセル及び建家により3重のコンテインメントをもつように設計する。セルの床及び壁の必要な部分にはステンレス鋼ライニングを設備するか、又はステンレス鋼製ドリフトレを設備し、水密性を確保する。さらに、漏出の有無等の監視設備、漏出液の処置など万全の対策を講じる。建家間の放射性廃液の配管についても同様の水密性確保の対策を講じる。	10 閉じ込めの機能
45	38	非常用発電機の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 (ii) 非常用電源設備 (a) 構造	非常用電源設備としては、無停電電源装置と非常用発電機を設ける。無停電電源装置は、給電の中断が許されないもの（臨界モニタなどの安全管理計器や非常灯など）への電源設備であり、分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設及び低放射性濃縮廃液貯蔵施設に設置する。また、非常用発電機は、短時間の給電中断が許されるものへの電源設備であり、ユーティリティ施設に2基、中間閉所に2基、第二中間閉所に2基及びガラス固化技術管理棟に1基設置する。この非常用発電機は商用電源の停電確認後、瞬時に起動し、20秒以内に電圧・周波数を確立して給電可能状態になる。ユーティリティ施設の非常用発電機は、1基で冷却塔、空気圧縮機、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万一1基が起動しない場合でも、他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。中間閉所の非常用発電機は、万一2基のうち1基しか起動しない場合でも照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電する。 また、第二中間閉所の2基のうちの1基及びガラス固化技術管理棟の1基の非常用発電機は照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万一いずれかの1基が起動しない場合には、第二中間閉所の他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。	29 保安電源設備
46	39	無停電電源装置の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (ii) 非常用電源設備 (a) 構造	非常用電源設備としては、無停電電源装置と非常用発電機を設ける。無停電電源装置は、給電の中断が許されないもの（臨界モニタなどの安全管理計器や非常灯など）への電源設備であり、分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設及び低放射性濃縮廃液貯蔵施設に設置する。また、非常用発電機は、短時間の給電中断が許されるものへの電源設備であり、ユーティリティ施設に2基、中間閉所に2基、第二中間閉所に2基及びガラス固化技術管理棟に1基設置する。この非常用発電機は商用電源の停電確認後、瞬時に起動し、20秒以内に電圧・周波数を確立して給電可能状態になる。ユーティリティ施設の非常用発電機は、1基で冷却塔、空気圧縮機、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万一1基が起動しない場合でも、他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。中間閉所の非常用発電機は、万一2基のうち1基しか起動しない場合でも照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電する。 また、第二中間閉所の2基のうちの1基及びガラス固化技術管理棟の1基の非常用発電機は照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万一いずれかの1基が起動しない場合には、第二中間閉所の他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。	29 保安電源設備
47	40	廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験 (Hその2)	A	本文 8.1.1 火災・爆発 8.1.1.8 廃溶媒処理技術開発	(vi) ドデカン及びTBPを取扱う槽を設置しているセル及び(v)に記述した固化設備を設置している室には温度検知器を備える。	11 火災等による損傷の防止
48	41	固化セル換気系の緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3) 主要な試験設備の構造及び設備 (vi) ガラス固化技術開発施設 (f) 安全保護回路	固化セルにはPP ⁺ (圧力上限緊急操作) を設ける。PP ⁺ は固化セル内の圧力が異常に上昇した場合、圧力放出系を作動させ、固化セル内の圧力を低下させる。	22 安全保護回路

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分		事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目	
			A: 全数立会又は 全数記録+一部立会	B: 全数記録				
49	42-1	焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 (その1)	A		本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 4.2 再処理施設の附属施設の構造及び設備 4.3 主要な試験施設の構造及び設備 (iii) プルトニウム転換技術開発施設 (e) 主要な安全保護回路の種類	焙焼還元炉にはTP ⁺ 、FP ⁺ を設置する。TP ⁺ は炉の温度が異常に上昇した場合に、FP ⁺ は炉端部冷却水の流量が異常に低下した場合に、それぞれ炉の加熱の停止操作を自動的に行う。 TP ⁺ の設定値は850℃とする。	22	安全保護回路
50	42-2	焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 (その2)	A		本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 4.2 再処理施設の附属施設の構造及び設備 4.3 主要な試験施設の構造及び設備 (iii) プルトニウム転換技術開発施設 (e) 主要な安全保護回路の種類	室素-水素混合ガス中の水素濃度 6%以下 (e) 主要な安全保護回路 室素-水素混合ガスの供給系にはH2P ⁺ (水素濃度上限緊急操作) を設置する。H2P ⁺ は、焙焼還元炉に供給する室素-水素混合ガス中の水素濃度が異常に上昇した場合に、室素-水素混合ガスの供給を自動的に停止する。	22	安全保護回路
51	43	窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験	A		本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 4.2 再処理施設の附属施設の構造及び設備 4.3 主要な試験施設の構造及び設備 (iii) プルトニウム転換技術開発施設 (d) 主要な核的及び化学的制限値 (e) 主要な化学的制限値	室素-水素混合ガス中の水素濃度 6%以下 (e) 主要な安全保護回路 室素-水素混合ガスの供給系にはH2P ⁺ (水素濃度上限緊急操作) を設置する。H2P ⁺ は、焙焼還元炉に供給する室素-水素混合ガス中の水素濃度が異常に上昇した場合に、室素-水素混合ガスの供給を自動的に停止する。	22	安全保護回路
52	44	計器校正の確認	B		記載なし	記載なし	20	計測制御系統施設
53	45	クレーンの作動確認	B		記載なし	記載なし	18	搬送設備
54	46	セル内クレーンインターロックの作動試験	B		記載なし	記載なし	18	搬送設備
55	47	廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験	B		記載なし	記載なし	10	閉じ込めの機能
56	48	海中放出設備の海中放出管漏洩試験	B		記載なし	記載なし	24	廃棄施設
57	49	加熱蒸気供給系安全弁の作動試験	B		記載なし	記載なし	11	火災等による損傷の防止
58	50	空気圧縮機予備機への自動切替確認	B		記載なし	記載なし	11 20	火災等による損傷の防止 計測制御系統施設
59	51	供給ポンプ予備機への自動切替確認	B		記載なし	記載なし	-	その他 (冷却機能)

再処理施設 保安活動指標(PI)の監視項目、評価基準等

区分	監視項目	保安活動指標(PI)		必要データ	評価基準(目標値含む)					確認頻度	指標の測定者/監視者	
		保安活動指標(PI)	定義・算定方法等		■	緑	白	黄	赤			
						レベルIII	レベルII	レベルI				
(a) 規制要求PI	(1) 公衆に対する放射線安全 ※1:法令報告で定める事故故障等の報告の対象	①放射性廃棄物(液体、気体)の管理状況	・気体廃棄物の過剰放出件数 過去4四半期の保安規定に定める管理目標値 ^{※1} を超える放出件数 緑は超過実績がないため、1未満とする。	放射性気体廃棄物放出量	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと	施設管理部長、環境安全部長、ガラス固化部長/センター長	
			・液体廃棄物の過剰放出件数 過去4四半期の保安規定に定める管理目標値 ^{※1} を超える放出件数 緑は超過実績がないため、1未満とする。	放射性液体廃棄物放出量	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと	環境安全部長/センター長	
	(2) 従業員に対する放射線安全 ※1:法令報告で定める事故故障等の報告の対象	②被ばく管理の状況	・被ばく線量限度超過件数 過去4四半期の個人の最大被ばく線量が法令に定める線量限度(50mSv/年、100mSv/5年) ^{※1} の超えた件数 緑は超過実績がないため、1未満とする。	個人被ばく線量	■	1未満	—	—	1以上	四半期ごと	各部長/センター長 注)放管部は、各課長/放射線管理部長	
(3) 核物質防護	③核物質防護に係る監視装置の状況	・侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合(立入制限区域及び周辺防護区域に設置されているものに限る。)	(核物質防護規定に基づく要領等に別途規定)	同左	■	(別途、設定)					四半期ごと	核物質管理課長/技術部長
(b) 横断領域PI	(1) 品質マネジメントシステムに関する事項	①品質目標、保全目標の達成状況	・品質目標、保全目標の評価(重点項目の達成率)	センター(又は支援部門)の目標から重点事項に対する年度目標の達成度	実績確認	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	/	半期ごと (中間、最終)	各部長/センター長 (各部の結果を品質保証課で集計) 注)支援部門は、各課長/各部長
		②安全文化の育成及び維持等の年度計画に基づく達成状況	・安全文化の育成及び維持等の活動計画の評価(重点項目の達成率)	所又は部(又は支援部門)の計画から重点事項に対する年度目標の達成度	実績確認	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満		半期ごと (中間、最終)	各部長/センター長 (各部の結果を品質保証課で集計) 注)支援部門は、各課長/各部長
	(2) 個別業務の各プロセス(原子力施設の保安活動)に関する事項 ※2:施設の保安活動や公衆及び放射線業務従事者の被ばく管理に影響しない軽微はものを除く。	③施設の運転上の制限逸脱回数※2	・警報発報回数(保安規定に定める制限値に係る警報)	過去4四半期における保安規定に定める制限値に係る警報の発報回数 緑は実績がないため、1未満とする。(計器故障等の誤発報は除く。)	警報の発報回数	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと	施設管理部長/センター長
		④施設の計画外停止回数※2	・保安上必要な連続運転設備(建家換気設備、冷却水設備等)の計画外停止回数(外的要因を除外。)	過去4四半期における保安上必要な連続運転設備(建家換気設備、冷却水設備等)の計画外停止回数(外的要因及び自動起動や通常の保守の範囲で速やかに復旧できる場合を除く。) 緑は実績がないため、1未満とする。	計画外停止回数	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと	施設管理部長、環境安全部長、ガラス固化部長/センター長 注)工技部は、運転課長/工技部長
		⑤核燃料物質の管理状況※2	・保安規定に基づき定める取扱数量(計画値)の超過回数	過去4四半期における保安規定に基づき定める核燃料物質の取扱数量(濃度制限、質量制限等)の超過回数 緑は実績がないため、1未満とする。	取扱数量の超過回数	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと	施設管理部長、環境安全部長、ガラス固化部長/センター長 注)放管部は、放2課長/放管部長
		⑥放射線管理の状況※2	・予期しない汚染・漏えい事象(閉じ込め、遮へい機能の維持を含む。)の件数	過去4四半期における保安規定に定める管理目標「第II-1-(3)表 区域分と線量率等」を超える汚染・漏えい事象の件数 緑は実績がないため、1未満とする。	汚染・漏えい事象の件数	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと	施設管理部長、環境安全部長、ガラス固化部長/センター長 注)放管部は、各課長/放管部長
		⑦設備機器の保守管理状況※2	・検査不合格(保修、点検計画の未実施を含む。)の件数	過去4四半期における検査不合格(保修、点検計画の未実施を含む。)の件数 緑は実績がないため、1未満とする。	検査不合格件数	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと	施設管理部長、環境安全部長、ガラス固化部長/センター長 注)支援部門は、各課長/各部長
		⑧放射性廃棄物(固体、液体)の管理状況※2	・保安規定に定める貯蔵・保管量	施設の貯蔵・保管能力「第三-6表 施設の貯蔵・保管能力」に対する貯蔵・保管量の割合	貯蔵・保管能力に対する貯蔵・保管量の割合	・	50%未満	80%未満 50%以上	80%以上	—	四半期ごと	施設管理部長、環境安全部長、ガラス固化部長/センター長
	(3) 評価・改善のプロセスに関する事項	⑨非常事態の準備状況	・保安訓練実施回数	過去4四半期における保安規定に基づく非常時対応訓練実施回数(総合防災訓練、要素訓練を含む。)の回数	訓練実施回数	・	総合1以上 総合以外2以上 緊急作業1以上	—	総合1未満 総合以外2未満 緊急作業1未満	—	半期ごと	技術部長/センター長
			・抽出された課題への対応状況※2(対応率)	前回訓練において抽出された課題に対する達成課題の割合	課題件数、達成課題件数	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	注)保安部は、各課長/各部長	
⑩不適合管理、是正処置及び未然防止処置の対応状況※2		・不適合処置率	過去4四半期における不適合の発行数に対する処置件数の割合 * 処置に時間を要するものもあり、管理状態(主要作業スケジュール等により進捗管理している状態)にあるものは、処置しているものと判断する。	不適合発行数、処置件数	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	半期ごと	各部長/センター長 (各部の結果を品質保証課で集計) 注)支援部門は、各課長/各部長	
⑪CAP会議体に報告のあった気付き事項の対応状況※2		・処置率	過去4四半期におけるCAP報告のうち、不適合に発展するおそれがあり未然防止措置が必要なものに対する処置件数の割合(80%以上)	未然防止措置が必要なものに対する処置件数	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	半期ごと	各部長/センター長 (各部の結果を品質保証課で集計) 注)支援部門は、各課長/各部長	
(4) その他 ※3:施設の保安活動や公衆及び放射線業務従事者の被ばく管理に影響しない軽微はものを除く。	⑫内部監査からの指摘事項の対応状況※2	・処置率(不適合等に係る重要案件)	過去4四半期の内部監査における指摘件数に対する処置件数の割合 * 対応に時間を要するものもあり、管理状態(主要作業スケジュール等により進捗管理している状態)にあるものは、処置しているものと判断する。	指摘件数、処置件数	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	半期ごと	各部長/センター長 (各部の結果を品質保証課で集計) 注)支援部門は、各課長/各部長	
		⑬外部からの指摘事項等の対応状況※2	・処置率	過去4四半期の外部からの指摘件数に対する処置件数の割合 * 対応に時間を要するものもあり、管理状態(主要作業スケジュール等により進捗管理している状態)にあるものは、処置しているものと判断する。	指摘件数、処置件数	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	半期ごと	各部長/センター長 (各部の結果を品質保証課で集計) 注)支援部門は、各課長/各部長
		⑭マネジメントレビューアウトプットの対応状況※2	・処置率	過去4四半期のマネジメントレビューにおける指示件数に対する処置件数の割合 例)レベルIII:80%以上、レベルII:50~80%未満、レベルI:50%未満 (ただし、発生から3か月未対応の場合、白色判定とする。)	指示件数、処置件数	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	半期ごと	各部長/センター長 (各部の結果を品質保証課で集計) 注)支援部門は、各課長/各部長
		⑮事故の発生状況※	・火災の件数※3	過去4四半期における火災(公設消防により「火災」と判断されたもの。)の件数 緑は実績がないため、1未満とする。	同左	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと	
・法令報告事象の件数	過去4四半期における戸法規に基づく法令報告事象の件数 緑は実績がないため、1未満とする。		同左	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと	各部長/センター長 (各部の結果を品質保証課で集計) 注)支援部門は、各課長/各部長		
・労働災害の発生件数※3	過去4四半期における労働災害の件数(施設等で人の傷害が発生し、原因究明と対策が必要な場合及び休業4日以上を含む。ただし、施設の安全性に影響のないものを除く。) 緑は実績がないため、1未満とする。		同左	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと			
重要度高	重要度が高いシステムの定量的な目標	高放射性廃液を取り扱う以下の施設に係る設備の不適合発生状況	・不適合の発生件数	過去4四半期における高放射性廃液を取り扱う以下の施設に係る設備について、必要な機能が維持していることを確認し、機能維持が認められなかった場合は、不適合として必要な措置を実施していることを確認する。	不適合発生件数	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと	施設管理部長、ガラス固化部長/センター長 注)支援部門は、各課長/各部長
					【高放射性廃液を取り扱う以下の施設に係る設備】 ○分離精製工場及び高放射性廃液貯蔵場の以下の設備 ・冷却水設備プロセス用ポンプ、建家及びセル換気設備の送・排風機、セル等漏洩検知装置、非常用発電機、無停電源装置 ○ガラス固化技術開発施設の以下の設備 ・冷却塔、建家及びセル換気設備の送・排風機、セル等漏洩検知装置、非常用発電機、無停電源装置 【臨界警報装置】 【性能維持施設に記載する事故対応資機材】	上記の評価基準 緑:安全確保に影響なし又は影響小(自主改善レベル) 白:安全確保に影響あり、安全裕度の低下(改善が必要なレベル) 黄:安全確保に影響あり、安全裕度の低下(是正レベル) 赤:安全確保に影響大、許容できない状態(直ちに使用停止等を行う必要があるレベル) 上記の評価基準 レベルIII:安全確保に影響なし、一定の成果 レベルII:安全確保に影響するおそれあり、目標達成のため、更なる改善が必要なレベル) レベルI:安全確保に影響するおそれあり、改善が必要なレベル						